建設業許可申請の手引き

令和7年2月改訂

建設業許可申請において、下記に該当する行為を行った場合、
罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります。

1. 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの
2. 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、
   又は虚偽の資料を提出したもの

上記に該当する場合、たとえ建設業許可の取得後であっても、
当該許可は取り消されます。

奈　良　県

建設産業課

電話番号　　0742－27－5429
電話対応時間　9時 ～ 12時
13時 ～ 17時
（土日祝日、閉庁日は除く）

※ 実際の申請書の作成にあたっては、「建設業許可申請の手引き」のほか、建設産業課HPの「建設業許可の様式」の記載要領・記載例もご覧ください。
※ 奈良県知事許可を受けようとする場合は、必ずこの手引きに基づいて申請書を作成してください。

目　　次

0　共通事項	P4
Ⅰ　建設業許可の概要	
（1）建設業とは	P7
（2）建設業許可が必要な範囲	P7
（3）建設業の業種	P7
（4）大臣許可と知事許可	P7
（5）特定建設業許可と一般建設業許可	P8
（6）許可の有効期間	P8
Ⅱ　建設業許可の要件	
（1）常勤役員等（経営業務管理責任者等）	P9
（2）営業所技術者等	P10
（3）財産的基礎等	P11
（4）営業所	P12
（5）誠実性	P12
（6）許可の欠格要件	P12
（7）社会保険の加入	P13
Ⅲ　許可の要件の確認書類	
（1）常勤役員等（経営業務管理責任者等）の確認書類	
① 経験の確認書類	P14
② 常勤性の確認書類	P17
（2）営業所技術者等の確認書類	
① 経験等の確認書類	P20
② 常勤性の確認書類	P22
③ その他の注意事項	P22
（3）財産的基礎等の確認書類	P23
（4）営業所の確認書類	P24
（5）許可の欠格要件の確認書類	P24
（6）健康保険等の加入状況の確認書類	P25
（7）その他必要な書類	P28
Ⅳ　許可の申請手続き	
（1）許可の申請区分、申請書受付窓口	P29
（2）申請方法	P30
（3）申請手数料	P31
（4）申請書の受理、審査	P31
（5）許可の通知等	P31

Ⅴ　申請区分別のご案内	
新規許可申請	P32
更新申請	P32
業種追加	P33
般特新規	P33
許可換え新規	P34
般特新規＋業種追加	P34
業種追加＋更新、般特新規＋更新、般特新規＋業種追加＋更新	P35
Ⅵ　事業承継及び相続に係る認可手続き	
譲渡及び譲受け、合併、分割	P36
相続	P39
Ⅶ　許可取得後の注意事項等	
（1）変更届、廃業届	P41
（2）許可証明書の申請について	P44
（3）閲覧制度について	P44
（4）標識の掲示義務	P45
（5）工事現場への技術者の配置	P46
（6）一括下請負の禁止	P46
（7）適正な契約締結義務	P46
（8）帳簿等の備えつけ	P46
（9）特定建設業許可業者に関する義務	P46
（10）監督処分	P47
（11）その他遵守事項等	P47
● 許可・認可申請に必要な書類一覧	P48～P50
● 建設工事の種類（内容と例示）	P51～P52
● 指定学科	P53
● 複数業種にかかる一定期間以上の実務経験について	P54
● 定款及び商業登記の「目的」欄の記載範囲の目安について	P55
● 各種コード表等	
知事／大臣コード、奈良県市町村コード	P56
有資格コード一覧（一般建設業許可用）	P57～P60
有資格コード一覧（特定建設業許可用）	P61～P64
経過措置にかかる解体工事業の技術者について	P65
● 管轄土木事務所一覧	P66
● 建設業許可に関するよくある質問	P67
● 建設産業課の所在地、連絡先等	P73

0 共通事項

（1）添付書類（確認書類）について

窓口申請時の本人確認書類（下記（4））を除き、原則として全ての添付書類の提示及び提出は「写し」で可とします（原本でも受け付けますが、提出書類は返却しません）。ただし、文字の判読ができない場合など、原本の提示を求める場合があります。

また、提出書類の内容に疑義がある場合等は、追加で（「手引き」に記載していない）書類の提出を求める場合があります。

（2）マイナンバーが記載された書類の提示・提出について

確定申告書や住民票、個人事業開始届等の書類はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で判読不能にしたうえで提示・提出してください。

（3）医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制度について

下図のとおり、申請時には復元できない程度のマスキング（黒塗り等）を施してください。

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

○令和２年10月健康保険法等の改正より、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号や健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の被保険者整理番号、基礎年金番号の告知を求めることが禁止（告知要求制限）されたため、提出資料のマスキング（黒塗り）が必要になります。

○マスキングする箇所は、以下のとおりとなりますので、申請の際、処理をしてください。

①健康保険証

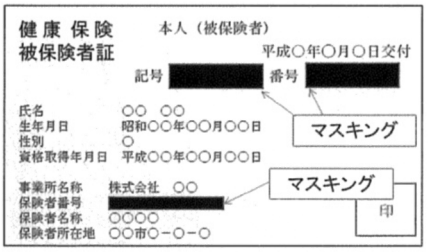

②標準報酬決定通知書

（4）健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う対応について

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第 48 号）により、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されたことに伴い、従来常勤性確認等のために申請書に添付を求めていた社会保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証ではなく、保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物を添付してください。

なお、有効期限内であれば、社会保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証の添付も可とします。

（5）押印の廃止及び窓口での本人確認について

行政書士法施行規則第9条により、行政書士が作成した書類に職印の押印が必要な場合を除き、原則として全ての申請書類に**押印は不要**です（誓約書・実務経験証明書・委任状等を含む）。

＜窓口での本人確認について＞

押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第 98 号。以下「改正省令」という。）の施行（令和3年1月1日）による押印廃止に伴い、申請・届出（以下「申請等」）のために窓口にお越しの際は、下記により持参者の本人確認をしますので、本人確認書類等を必ず持参いただきますようお願いします。

本人確認書類は、申請等の時点で有効なものをご提示ください。

【注意】本人確認ができない場合は申請等を受け付けません。

また、持参者のうち下表の⑥に該当する場合は、窓口での申請・届出書類の補正はできません。
書類に不備等があった場合は、補正内容をお伝えしますので、申請・届出者本人（以下「申請者等」）が補正を行い、再度提出してください。

持参者	本人確認書類※1（原本提示）	委任状（押印不要・添付）
① 申請者等（法人の代表者）	○	―
② 申請者等（個人事業主）	○	―
③ ②の家族	○※2	―
④ 申請者等の従業員（法人の代表者以外の役員を含む）	○※2	―
⑤ 行政書士	○※3	○
⑥ 上記以外の方	○	―

※1 運転免許証やマイナンバーカード（提示は表面のみ）、健康保険証、社員証など
※2 本人確認書類では申請者等との関係性が確認できない場合、⑥の方と同様の対応となります。
※3 行政書士の場合は「行政書士証票」、行政書士の補助者の場合は「行政書士補助者証」

（6）行政書士による代理申請の取扱いについて

行政書士法に基づく行政書士による代理申請について、奈良県における建設業許可等にかかる申請等の取扱いは、以下のとおりです。
なお、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、行政書士法により禁じられています。
また、公認会計士・税理士等の資格を有する者も、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受けなければ行政書士として活動できませんのでご注意ください。

☆ 各申請・届出における委任状の添付について

- 委任状は、各申請・届出別に作成してください。以下の内容であれば、書式は自由です。
- 委任状の日付は、各申請・届出の日において作成後3ヶ月以内のものを有効とします。
- 委任の範囲は、具体的に記載してください。
- 委任状には、受任する行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- 委任状の原本を申請書・届出書の正本として添付し、写しを副本に添付してください。
- 委任状に委任者の押印は不要です。

☆ 各申請・届出書類における申請者（届出者）欄の記載について

- 代理申請を行う場合、書類の申請者・届出者の欄は、行政書士の記名押印（行政書士法施行規則第9条第2項）の上、申請（届出）者名を必ず記載してください(申請（届出）者の押印は不要)。
- 申請・届出書類の申請事務担当者の欄には、行政書士の連絡先を必ず記載してください。

☆ 各申請・届出における本人確認について

- 本人確認は、以下の本人確認書類の提示により確認を行います。
  行政書士　　：行政書士証票
  行政書士の補助者：行政書士補助者証

☆ 許可通知書等を行政書士あてに送付希望の場合

- 別にアップロードする例を参考に、送付先及び申請する業者名を規定サイズ内に記載したA4用紙を添付してください。
- 上記 A4 用紙を封筒に切り貼りし、普通郵便でお送りします。
- 委任状の委任内容に「通知書の受領」を含む旨の記載があるかご確認ください。

（7）旧姓使用について

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第7号）により、現在の所有権の登記名義人の氏名に旧氏（旧姓）を併記することができるようになりました。
これに伴い、今後の申請書類については、法人登記簿において旧姓をカッコ書きされている場合に限り、旧姓と現姓の

併記を認めることとします。
ただし、県から発行する書類（許可通知書、許可証明書等）には、カッコ外に記載した姓を記載します。

例: 現姓：鈴木、旧姓：佐藤、名前：太郎 の場合、提出書類の記載を「鈴木（佐藤） 太郎」とすることを認める。
ただし、県から発行する書類に記載する氏名表記は「鈴木 太郎」となる

（8）確定申告書への税務署受付印等について

書面申告の場合、令和7年以降の申告分を除き税務署の受付印のあるものが必要です。
電子申告の場合は、受信通知等、受付番号及び受付日時が分かるものが必要です。

（9）申請等に添付する証明書の有効期間について

申請等に添付する証明書で「〇〇か月以内のもの」としているもの（「登記されていないことの証明書」「身分証明書」「金融機関発行の残高証明書」等）について、「〇〇か月以内」の考え方は以下のとおりです。

例①：3月20日発行の身分証明書（3か月以内）の場合 ⇒ 6月20日まで有効
例②：3月31日発行の身分証明書（3か月以内）の場合 ⇒ 6月30日まで有効
例③：1月31日基準日の残高証明書（1か月以内）の場合 ⇒ 2月末日まで有効
※金融機関発行の残高証明書は、証明書の発行日ではなく**残高基準日**

Ⅰ　建設業許可の概要

（1）建設業とは （建設業法第2条第2項）

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

（2）建設業許可が必要な範囲 （建設業法第3条第1項）

建設業を営もうとする者は、次の「軽微な工事」のみを請け負う者を除き、建設業の許可を受ける必要があります。

軽微な工事	建築一式工事	工事1件の請負代金の額が、1,500 万円に満たない工事 又は 延べ面積が 150 ㎡に満たない木造住宅工事
	上記以外の工事	工事1件の請負代金の額が、500 万円に満たない工事

※　木造住宅とは、主要構造部が木造で、住宅、共同住宅、店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

※　請負代金には、消費税及び地方消費税の額を含みます。

※　契約の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とします。（建設業法施行令第1条の2第2項）

※　注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額となります。（建設業法施行令第1条の2第3項）

（3）建設業の業種 （建設業法第3条第2項）

建設業の許可は、営む建設業の種類ごとに受ける必要があります。

業種は、2種類の一式工事と、27種類の専門工事があります。

一式工事とは、専門工事と異なり、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事をいいます。

建設工事 の 種　類	一式工事	土木一式工事、建築一式工事
	専門工事	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロツク工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゆんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

※　業種の内容と例示についてはP50～P51をご覧ください。

（4）大臣許可と知事許可 （建設業法第3条第1項）

建設業の許可には、大臣許可と知事許可があります。

建設業を営む「営業所※」が、同一の都道府県にのみある場合は、その都道府県知事許可を受け、2以上の都道府県に営業所がある場合は、国土交通大臣許可を受けることとなります。

知事許可	1つの都道府県にだけ営業所をもち営業する場合
大臣許可	2つ以上の都道府県に営業所をもち営業する場合

知事許可は、各都道府県の担当部局に、大臣許可は、主たる営業所がある都道府県を管轄する地方整備局に申請することとなります。

（注）　工事現場についての制限はありません。奈良県知事許可があれば、他の都道府県で建設業許可が必要な規模の工事を施工してもかまいません。

※「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。
※ 本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものであれば、営業所に該当します。
※「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。
※ 工事事務所や作業所等、単なる事務連絡のために置かれる事務所は該当しません。
※「軽微な工事」のみを請け負う営業所についても、建設業法に規定する営業所に該当します。

(5)特定建設業許可と一般建設業許可 (建設業法第3条第1項)

建設業の許可は、営業の形態により、特定建設業許可と一般建設業許可に分かれています。

特定建設業	許可発注者から直接請け負った工事(元請)について、5,000 万円(建築一式工事は、8,000 万円)以上(複数の場合は合計額)を下請契約する者が取得しなければならない許可
一般建設業許可	上記以外の者が取得する許可

(注) 請負金額については、一般・特定に関わらず制限はありません。

※ 特定建設業許可は、一般建設業許可よりも厳しい要件を満たす必要があります。どちらの許可を受けるかは、営業しようとする業種ごとに判断します。

(6)許可の有効期間 (建設業法第3条第3項、第4項)

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。
この際、引き続き建設業を営もうとする場合には、当該許可を受けた時と同様の手続により許可満了日の**30日前まで**に許可更新の手続をとらなければなりません。

※ 更新の申請は奈良県知事許可の場合、許可の有効期間満了日のおおむね3か月前から受け付けています。

※ 許可満了日までに、更新の申請書が提出されなかった場合は、許可が失効します。再び建設業許可を取得しようとする場合、新規許可申請の手続きから行うこととなります。

※ 許可満了日までに更新の申請書を提出し受付はされたが、審査が終了しない場合については、更新の許可通知の発行日が許可満了日を超えることとなりますが、それまでの間は従前の許可は有効とみなされます。

例. 令和5年10月1日付け許可の場合

許可満了日: 令和10年9月30日

書類提出期限: 令和10年8月31日まで

(休日であれば期限日は直後の開庁日)

※なお、許可は、満了日が休日であってもその日に満了します。

Ⅱ　建設業許可の要件

（1）経営業務の管理体制（経営業務管理責任者等）

法人の役員（※1）や個人の事業主等のうちの１人が、常勤役員等（経営業務管理責任者等）としての経験を有する（建設業の経営に関する一定以上の経験を有する等）ことが必要です。

また、常勤役員等（経営業務管理責任者等）は、常勤であることが必要で、他の事業者の常勤の役員又は個人事業主、若しくは従業員との兼務は認められません。

経営業務管理責任者	一般建設業（建設業法第7条第1号） 特定建設業（建設業法第15条第1号）
【法人の場合】 常勤の役員等（※1）のうち右のいずれかに該当すること 【個人の場合】 事業主本人又は支配人のうち右のいずれかに該当すること	イ、常勤役員のうち一人が次のいずれかに該当する者であること （1） 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 （2） 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位（※5）にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。） （3） 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位（※5）にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 ロ、常勤役員等のうち一人が①または②のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、③、④及び⑤に該当する者をそれぞれ置くものであること。 ① 建設業の財務管理（※2）、労務管理（※3）又は業務運営（※4）のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制の地位における経験を有する者 ② 建設業の財務管理（※2）、労務管理（※3）又は業務運営（※4）のいずれかの業務に関し、建設業役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者 ③ 許可申請等を行う建設業者において5年以上の財務管理（※2）の経験を有する者 ④ 許可申請等を行う建設業者において5年以上の労務管理（※3）の経験を有する者 ⑤ 許可申請等を行う建設業者において5年以上の運営管理（※4）の経験を有する者 ハ、国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの

※1　役員とは株式会社の「代表取締役」や「取締役」、指名委員会等設置会社の「執行役」、持分会社の「業務を執行する社員」、「法人格のある各種組合等の理事等」であり、「執行役員」、「監査役」、「会計参与」、「監事」、「事務局長」は原則として含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれます。

※2　建設業の財務管理とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験になります。

※3　労務管理の経験とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験になります。

※4　業務運営の経験とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験になります。

上記 ※3～※4 の経験は申請を行う建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。

※5 「準ずる地位」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位」に次ぐ職制上の地位のことをいいます。

(2)営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)

営業所ごとに次のいずれかに該当する技術者を専任で配置していることが必要です。

営業所技術者は、常勤であることが必要で、他の事業者の常勤の役員又は個人事業主、若しくは従業員との兼務は認められません。また、「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

営業所技術者（一般建設業） （建設業法第７条第２号）	特定営業所技術者（特定建設業） （建設業法第１５条第２号）
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 イ、 許可を受けようとする建設業に係る指定学科（P52）を修めて高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上実務の経験を有する者、又は、同様に大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者 ロ、 許可を受けようとする建設業に係る建設工事について１０年以上実務の経験を有する者 ハ、① 許可を受けようとする建設業に係る国家資格を有する者（P56～P59） ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で指定学科（P52）に合格した後５年以上実務の経験を有する者 ③ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧専門学校卒業程度検定規程による検定で指定学科（P52）に合格した後３年以上実務の経験を有する者 ④ 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者（P53） ⑤ 許可を受けようとする建設業に係る指定学科（P52）を修めて、専門士又は高度専門士を称する者のうち、卒業した後、３年以上実務の経験を有する者 ⑥ 許可を受けようとする建設業に係る指定学科（P52）を修めて、専修学校専門課程を卒業した後、５年以上実務の経験を有する者 ⑦ 登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る）を修了した者	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 イ、許可を受けようとする建設業に応じた国家資格を有する者（P60～P63） ロ、一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金が 4,500 万円以上であるものに関して２年以上指導監督的な実務経験を有する者 ハ、国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定したもの。 ※指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）については、イ又はハ（イと同等以上）に該当する者だけに限定されます。

（注）次の場合は、原則として「専任」とは言えないものとして取り扱います。

ａ．住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上通勤不可能な者

ｂ．他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）において専任を要する者

ｃ．建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要する事とされている者（建設業において、専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においては、その事務所等において専任を要する者を除きます）。

(3)財産的基礎等

請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

<table>
<tr><th>財産的基礎等</th><th>一般建設業
（建設業法第７条第４号）</th><th>特定建設業
（建設業法第１５条第３号）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">請負契約を履行するに足りる財産的基礎等のあること。</td><td>次のいずれかに該当すること。
① 自己資本の額が 500 万円以上あること。
② 500 万円以上の資金調達能力があること。
③ 直前過去５年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。</td><td>次のすべてに該当すること。
① 欠損の額が資本金の額の 20%を超えないこと。
② 流動比率が 75%以上であること。
③ 資本金の額が 2,000 万円以上であること。
④ 自己資本の額が 4,000 万円以上であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">★ 「自己資本の額」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいい、個人にあっては貸借対照表における期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額をいいます。

★ 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

★ 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に 100 を乗じた数をいいます。

★ 「資本金の額」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいいます。</td></tr>
</table>

(4)営 業 所

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所であり、少なくとも次の要件をすべて備えているものをいいます。

- 営業所の使用権利関係において、建設工事の請負の営業ができる事務所であること
- 請負契約の見積もり、入札、契約等の実体的な業務を行っており、帳簿や契約書等が保存されていること
- 主たる営業所の場合、常勤役員等（経営業務管理責任者等）、許可業種に対応する営業所技術者が常勤する事務所であること
- 従たる営業所の場合、令３条の使用人（契約締結などの権限を委任された営業所の代表者）及び許可業種に対応する営業所技術者が常勤する事務所であること
- 事務所としての形態（机、電話、FAX、パソコン等の什器、帳簿等の保管スペース　等）があること
- 営業所として独立性を有すること。
  （同一建物の中に複数の営業所が設置されている場合には、営業活動が明確に区分されて行われており、従業員の行う業務が所属する営業所ごとに区分されるとともに、机、電話、FAX、パソコン等の什器も区分して使用され、書類についてもそれぞれの事業所別に整備されていること。）
- 建設業許可業者である場合には、営業所において公衆の見やすい場所（室内でも室外でも可）に建設業法で定められた標識（Ｐ４４【店舗用】参考）を掲げていること。

※　建設業には全く無関係な本店や支店、単なる登記上の本店や支店は、上記の営業所には該当しません。また、建設業と関係があっても、単なる作業所や資材置場、特定の目的で臨時に設置される工事事務所については該当しません。

(5)誠 実 性

法人にあっては、当該法人、又はその役員等（非常勤役員を含む）、若しくは一定の使用人（支配人、営業所の代表者）が、個人にあっては、その者、又は一定の使用人（支配人、営業所の代表者）が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。（建設業法第７条第３号・建設業法第１５条第１号）

役員等とは・・・

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。

(6)許可の欠格要件（建設業法第8条）

許可申請書又は添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき、許可は受けられません。また、許可申請者やその役員等、令３条に規定する使用人（※Ｐ１２下段参考）が次のいずれか（更新を受けようとする者にあっては①又は⑦から⑬）に該当する場合には、許可は受けられません。

① 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産開始の決定を受けて復権を得ない者

② 不正の手段により許可を受けたこと（法第２９条第１項第７号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第８号）に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者

③ 不正の手段により許可を受けたこと（法第２９条第１項第７号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第８号）に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に法第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から５年を経過しないもの

④ 上記③に規定する期間内に法第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは令第３条に規定する使用人であった者又は当該届出に係る個人の令第３条に規定する使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

⑤ 法第２８条第３項又は第５項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

⑥ 許可を受けようとする建設業について法第２９条の４の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑧ 建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合罪・凶器準備結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（⑬において「暴力団員等」という。）

⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨、⑪（法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

⑪ 法人でその役員等又は令第３条に規定する使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第２９条の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第２９条の４の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は令第３条に規定する使用人であった者を除く。）のあるもの

⑫ 個人で令第３条に規定する使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第２９条の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第２９条の４の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の令第３条に規定する使用人であった者を除く。）のあるもの

⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※　令第３条に規定する使用人とは

代表権者から、見積や契約締結、入札参加等の委任を受けている、支店や営業所の代表者（支店長や営業所長等）、支配人を指します。

（7）社会保険の加入　（建設業法施行規則第7条2項）

①　健康保険法第３条第３項に規定する適用事業所に該当する営業所である場合、社会保険の適用届出を提出する必要があります。

②　厚生年金保険法第６条第１項に規定する適用事業所に該当する営業所である場合、厚生年金保険の適用届出を提出する必要があります。

③　雇用保険法第５条第１項に規定する適用事業所に該当する営業所である場合、雇用保険の適用届出を提出する必要があります。

Ⅲ 許可の要件の確認書類

(1)経営業務管理責任者等

① 経験の確認書類

証明期間中の経験（５年もしくは６年）を証明できる下記書類が必要です。

★建設業を営む法人の常勤の役員である（あった）場合

・当該法人が建設業許可業者である（あった）場合

① 建設業許可業者であった事実を確認できる
法人の許可通知書【添付】又は法人の許可証明（確認）書【添付】

② 証明期間中、役員であることが確認できる商業登記に係る登記事項証明書【添付】

・当該法人が許可業者でない（なかった）場合

① 法人の確定申告書（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】

② 法人の工事請負契約・工事内容が確認できる「契約書」、「注文書」又は「請求書及び入金記録（領収書・通帳）」を１年に１件程度抽出【提示】

② 証明期間中、役員であることが確認できる商業登記に係る登記事項証明書【添付】

★建設業を営む個人事業主である（あった）場合

・当該個人事業主が建設業許可業者である（あった）場合

① 建設業許可業者であった事実を確認できる
個人事業主の許可通知書【添付】又は個人事業主の許可証明（確認）書【添付】

・当該個人事業主が建設業許可業者でない（なかった）場合

① 個人事業主の確定申告書（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】

② 個人事業主の工事請負契約・工事内容が確認できる「契約書」、「注文書」又は「請求書及び入金記録（領収書・通帳）」を１年に１件程度抽出【提示】

※ 個人事業主であった期間中、当該個人事業主が他の建設業者で常勤（例：他者の社会保険に加入等）であった場合、その期間を経営業務管理責任者等としての経験期間に算入することはできません。

★個人事業主の支配人である（あった）場合

・当該個人事業主が建設業許可業者である（あった）場合

① 建設業許可業者であった事実を確認できる
個人事業主の許可通知書【添付】又は個人事業主の許可証明（確認）書【添付】

③ 支配人であることが確認できる登記事項証明書【添付】

・当該個人事業主が建設業許可業者でない（なかった）場合

① 個人事業主の確定申告書（（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】

② 個人事業主の工事請負契約・工事内容が確認できる「契約書」、「注文書」又は「請求書及び入金記録（領収書・通帳）」を１年に１件程度抽出【提示】

④ 支配人であることが確認できる登記事項証明書【添付】

★建設業法施行令第３条に規定する使用人であった場合

① 建設業許可業者であった事実を確認できる
使用者の許可通知書【添付】又は使用者の許可証明（確認）書【添付】

② 令３条使用人であったこと及びその期間が分かる使用者の建設業許可申請書（控）【添付】

★個人事業主のもとで経営業務を補佐した経験がある場合（配偶者又は２親等以内の者に限定）

・建設業許可業者である（あった）個人事業主の経営を補佐していた場合

① 個人事業主との関係を確認するための戸籍謄本【添付】

② 建設業許可業者であった事実を確認できる
個人の許可通知書【添付】又は個人の許可証明（確認）書【添付】

③ 個人事業主の確定申告書（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】

※ 「専従者給与の内訳・氏名」、「給与賃金の内訳・氏名」で補佐者の名前を確認します。

※ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険で在籍を確認することも可能です。

・建設業許可業者でない（なかった）個人事業主の経営を補佐していた場合

① 個人事業主との関係を確認するための戸籍謄本【添付】

② 個人事業主の確定申告書（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】

※ 「専従者給与の内訳・氏名」、「給与賃金の内訳・氏名」で補佐者の名前を確認します。

※ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険で在籍を確認することも可能です。

③ 個人事業主の工事請負契約・工事内容が確認できる「契約書」、「注文書」又は「請求書及び入金記録（領収書・通帳）」を１年に１件程度抽出【提示】

★法人のもとで経営業務を補佐した経験がある場合（役員に次ぐ職制上の地位にあった場合）

単に役員に次ぐ職制上の地位にあっただけでなく、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験を認定する必要があります。下記を参考に書類を準備のうえ、当課にご相談ください。

○ **名刺、組織図**と合わせて、以下の書類を添付

① 当該法人が建設業を営んでいたことが分かる書類
例）当該法人の許可通知書または許可証明書（証明したい期間が含まれていること）
当該法人の確定申告書及び工事請負契約・工事内容が確認できる書類　など

② 当該法人に常勤していたことが分かる書類（当時の常勤性の確認）
例）被保険者記録照会回答票　など

③ 当該法人における対外的な地位、肩書きが分かる書類（地位、肩書きの確認）
・ 電子メール、送付状、請求書、見積書など

④ 当該法人における実質的な職務内容、権限が分かる書類（権限の確認）
・ 決裁書、稟議書、その他職務内容や権限が分かる書類（打ち合わせ記録等）

※ ③及び④についてはひとつの書類で兼ねることも可能です。
（見積書に決裁者印として証明したい者の印が押印されている場合など）

※ ③及び④は証明したい期間につき、１決算期に１件程度抽出。（６年分証明する場合は６件分以上必要）

※ 上記はあくまで標準的な必要書類であり、その他必要と認められる書類の添付を求める場合があります。

★建設業を営む法人の執行役員である（あった）場合 **★常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置く場合** **・　建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有し、かつ、５年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者** **・　５年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有する者**
当課にご相談ください

※　許可通知書１枚（５年間分）だけでは途中で廃業しているケースなどがあり得るため、２枚（１０年間分）の添付を求める場合があります。

※　決算期中にかかる経験については、工事請負契約・工事内容が確認できる書類のみで（確定申告書なしで）認めることが可能です。（決算日の翌日以降は確定申告書が必要です。）

※　電気工事業の経営業務の経験を用いる場合、電気工事業を営む確認書類として登録電気工事業の登録証を添付してください。

※　登記事項証明書及び戸籍謄本は交付された日から３か月以内のものを添付ください。

※　「法人の常勤の役員や個人事業主の経験」と「経営業務の補佐をした経験」の年数が合計して満６年以上ある場合も、経営業務管理責任者になることができます。

※　許可（更新）申請書の控え（受付印のあるもの）など過去に経営業務管理責任者であったことを確認できる書類により証明することもできます。

　かつて経験を証明したことがあり、その当時の申請書・届出書を持参していただければ、上記の証明書類を省略できることがありますので、あらかじめ建設産業課にご相談ください。

⑤ **常勤性の確認書類**

＜※経営業務管理責任者、営業所技術者等及び令３条使用人について、以下の書類で常勤性の確認を行います。＞

（１）現在の常勤性について

★法人の場合（社会保険適用事業所の個人事業所含む）

① 保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物【提示】もしくは【添付】
② 直近の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書
又は算定基礎届（※受付印のあるもの）【提示】もしくは【添付】

※ 被保険者情報の記号、番号、保険者番号と健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書の被保険者整理番号は、黒塗り（**マスキング**）をお願いします。

※ 上記②の書類を紛失した場合
「社会保険加入確認書」でもって、上記②の書類に代えることができます。
ただし、被保険者名が確認できるものに限ります。

※ 後期高齢者医療制度被保険者である場合
上記②に代えて、厚生年金保険７０歳以上被用者算定基礎届 又は 該当届（※受付印のあるもの）（※）
【提示】もしくは【添付】
（※）厚生年金保険７０歳以上被用者に該当しない者…
住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）又は、住民税課税証明書及びそれに対応する源泉徴収簿

※ 新規設立法人で社会保険に関する手続きをおこなったが、上記①②に反映されていない場合
① 健康保険・厚生年金保険新規適用届（※受付印のあるもの）【提示】もしくは【添付】
② 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（※受付印のあるもの）【提示】もしくは【添付】

※ 個人事業者で社会保険適用事業所の個人事業主である場合
下記★個人事業主の場合の事業主本人の場合に同じ

★個人事業主の場合（社会保険非適用事業所含む）

・ 事業主本人の場合

① 保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物【提示】もしくは【添付】

※ 後期高齢者医療制度被保険者である場合

上記①に加えて、直前の確定申告書（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】

・ 従業員の場合

① 保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物【提示】もしくは【添付】
② 雇用保険の加入を証する書類
（事業所別被保険者台帳、雇用保険被保険者証等）【提示】もしくは【添付】

※ 雇用保険適用除外の場合
上記②に代えて、個人事業主の直前の確定申告書 【提示】もしくは【添付】
※ 「専従者給与の内訳・氏名」、「給与賃金の内訳・氏名」で名前が確認できること。

	※　雇用保険適用除外者を新規に雇用した場合 上記②に代えて、雇用契約書　【添付】

（２）経験期間中の常勤性の確認について

実務経験期間中の常勤性については、以下の場合に限り認定されます。

【法人（社会保険適用事業所の個人事業所含む）における経験の場合】

当該事業所の**健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれかに加入**していたことが証明できること

【個人（社会保険非適用事業所）における経験の場合】

他社（他法人）の健康保険・厚生年金保険に加入していなかったこと（国民健康保険・国民年金のみの対象者であったこと）が証明できること

不明な点については、建設産業課にお問い合わせください。

※　法人（社会保険適用事業所の個人事業所含む）において、法令上、加入義務があるにもかかわらず、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれにも加入していなかった場合、当該期間の常勤性を認定することはできず、結果、当該期間の経験を実務経験として計上することができません。

※　単に給与・賃金・報酬があることだけでもって、その期間の常勤性を認定することはできません。

※　健康保険被扶養者の常勤性の認定について

原則として被扶養者については（雇用保険に加入していたとしても）常勤性を認めません（現在及び実務経験期間中の両方）。

ただし、被扶養者である（あった）ことについて、合理的な理由がある場合は、その旨が分かる書類を添付してください。

例：常勤役員だが無報酬のため公的機関の指導等により被扶養者となっている

⇒　確定申告書の役員欄により常勤性を確認

※　個人事業主または法人（Ａ法人）の役員が、別の法人（Ｂ法人）の非常勤役員に就任している場合の個人事業主または法人（Ａ法人）での常勤性の確認について

当該Ｂ法人の非常勤役員が、あくまで適法に、かつ、公的機関の指導のもとに社会保険に加入している場合、個人事業主またはＡ法人の常勤性の確認は、以下の全ての書類によって行うこととします。

＜個人事業主の場合＞

① 保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物、及びＢ法人の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書
② Ｂ法人の確定申告書（役員報酬欄における、「常勤・非常勤の別」にて非常勤の確認）
③ 個人事業主の確定申告書（個人事業主として事業収入があることの確認）

＜法人（Ａ法人）の場合＞

① 保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物、及びＢ法人の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書
② Ｂ法人の確定申告書（役員報酬欄における、「常勤・非常勤の別」にて非常勤の確認）
③ Ａ法人について年金事務所に届出を行った「二以上事業所勤務届」（受付印のあるもの）
④ Ａ法人の確定申告書（役員報酬欄における「常勤・非常勤の別」にて常勤の確認）

※　上記に依りがたい場合は、別途確認できる書類を添付してください。

例：開業間もない個人事業主や設立間もない法人で、確定申告ができない場合
⇒ 個人事業主の開業届（受付印のあるもの）
株主総会決議書や取締役会決議書により、当該者が常勤（非常勤）であることの決議　など

《参考１》

厚生年金保険７０歳以上被用者算定基礎届（又は該当届）について

※　建設業許可においては、７５歳以上の常勤性確認書類として使用するものです。

【対象要件】
７０歳以上であって厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される人、又は被保険者が７０歳到達後も継続して使用される場合で次の要件に該当する人。
（ア）７０歳以上の人。
（イ）過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する人。
（ウ）厚生年金保険法第２７条に規定する適用事業所に使用される人であって、かつ、同法第１２条各号に定める者に該当しない人。

《参考２》

任意継続被保険者について

社会保険適用事業所を退職し任意継続被保険者となっている場合、常勤性の確認においては、国民健康被保険者と同じ扱いになります。よって、上記の「国民健康保険被保険者証」を「任意継続保険被保険者証」と読み替えて、必要書類をご用意ください。
なお、任意継続期間中に再度、社会保険適用事業所に就職した場合は、その事業所の社会保険に加入していることによってのみ常勤性を確認しますので、ご留意ください。

(2)営業所技術者等の確認書類

① 経験等の確認書類

Ａ一般建設業の許可を申請する場合

ａ　建設業法第７条第２号イ該当（※指定学科卒業＋実務経験）
ｂ　建設業法第７条第２号ハの②又は③該当（指定学科卒業検定合格＋実務経験）
ｃ　建設業法第７条第２号ハの⑤又は⑥該当（専修学校専門課程卒業＋実務経験）
※　対象となる学科はＰ５２をご参照ください。

① 上記ａ、ｃの場合は卒業証明書、ｂの場合は資格を証する書類（合格証明書等）【添付】
② 実務経験証明書（様式第９号）【添付】
③ 実務経験期間中の常勤性の証明書類※【添付】
④ 実務経験証明書に記載された内容に対応する工事実績が確認できる契約書類※【提示】

※ ③の例示：
【法人における経験の場合】
被保険者記録照会回答票、厚生年金の期間確認願に対する回答書、雇用保険被保険者離職票、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書（経験期間分）等
【個人における経験の場合】
保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物、被保険者記録照会回答票、雇用保険被保険者離職票等

※ ④の例示：
「契約書」、「注文書」又は「請求書及び入金記録（領収書・通帳）」を１年に１件抽出
証明者が建設業許可を受けている場合は、決算変更届（控※受付印あるもの）

※ 法人における経験の場合、当該法人の社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）のいずれにも加入していなければ、常勤性が確認できないため、その期間の実務経験は認められません。

※ 個人（適用除外事業所）における経験は、他者の社会保険等に加入していないことを確認します。

ｄ　建設業法第７条第２号ロ該当（実務経験１０年以上）
ｅ　建設業法第７条第２号ハの④該当（複数業種にかかる一定期間以上の実務経験）

① 実務経験証明書（様式第９号）【添付】
② 実務経験期間中の常勤性の証明書類※【添付】
③ 実務経験証明書に記載された内容に対応する工事実績が確認できる契約書類※【提示】

※ ②の例示：
【法人における経験の場合】
被保険者記録照会回答票、厚生年金の期間確認願に対する回答書、雇用保険被保険者離職票、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書（経験期間分）等
【個人における経験の場合】
保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物、被保険者記録照会回答票、雇用保険被保険者離職票等
※ ③の例示：

「契約書」、「注文書」又は「請求書及び入金記録（領収書・通帳）」を１年に１件抽出
証明者が建設業許可を受けている場合は、決算変更届（控※受付印あるもの）

※ **法人における経験の場合、当該法人の社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）のいずれにも加入していなければ、常勤性が確認できないため、その期間の実務経験は認められません。**

※ 個人（適用除外事業所）における経験は、他者の社会保険等に加入していないことを確認します。

ｆ 建設業法第７条第２号ハの①、⑦該当（国家資格、国家資格＋実務経験、登録基幹技能者）

① 資格証明書類等【添付】

※ 資格によっては、資格取得後に一定の実務経験が必要になるものがあります（Ｐ５６～Ｐ５９参照）。この場合は、実務経験を確認できる書類（必要年数分）が必要になります。

※ 登録基幹技能者の場合は、講習修了証に「建設業法第２６条第１項の主任技術者の要件を満たす者であると認められる」という内容の文言が記載されているものに限ります。

※ 有効期限が定められている資格においては、その資格の更新を行わなかった場合、営業所技術者の要件を満たさなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

Ｂ 特定建設業の許可を申請する場合

ａ 建設業法第７条第２号（イロハいずれか）かつ第１５条第２号ロ該当（指導監督的実務経験）

① 上記のＡ一般建設業許可を申請する場合の営業所技術者についての必要書類
② 指導監督的実務経験証明書（様式第１０号）【添付】
③ 指導監督的実務経験期間中の常勤性の証明書類※【添付】
④ 指導監督的実務経験証明書に記載された内容に対応する工事実績が確認できる契約書類※【提示】

※ ③の例示：

【法人における経験の場合】

被保険者記録照会回答票、厚生年金の期間確認願に対する回答書、雇用保険被保険者離職票、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書（経験期間分）等

【個人における経験の場合】

保険者により発行される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、またはマイナポータルに表示される被保険者資格情報のＰＤＦファイルの印刷物、被保険者記録照会回答票、雇用保険被保険者離職票等

※ ④指導監督的実務経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負いその請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関して工期を合算して２年以上、「建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験」が必要となります。この経験は、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、注文者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれませんので、ご注意ください。

ｂ 建設業法第１５条第２号イ該当（国家資格）
ｃ 建設業法第１５条第２号ハ該当（大臣認定）

① 資格証明書類等【添付】

（注！）指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）における特定建設業の許可についての特定営業所技術者は、上記Bのｂ（国家資格）又はｃ（法第１５条第２号のイと同等以上の大臣認定）に該当する者だけに限定されています。

（注！）電気工事・消防施設工事のうち、電気工事士免状・消防設備士免状の交付を受けた者でなければ従事できない工事については、**その免状の交付を受けた後の経験のみ実務経験に参入することができます**。

（注！）電気工事業、解体工事業、浄化槽工事業など登録・届出が必要な業については、その登録・届出を怠っていた場合、登録・届出のない期間を実務経験に含めることはできません。

② 常勤性の確認書類

（１）現在の常勤性について

経営業務管理責任者等の常勤性確認書類と同様です。（Ｐ１６～Ｐ１８をご覧ください）

（２）実務経験期間中の常勤性の確認について

経営業務管理責任者等の常勤性確認書類と同様です。（Ｐ１６～Ｐ１８をご覧ください）

※　原則として被扶養者については（雇用保険に加入していたとしても）常勤性を認めません（現在及び実務経験期間中の両方）。

ただし、被扶養者である（あった）ことについて、合理的な理由がある場合は、その旨が分かる書類を添付してください。

③ その他の注意事項

★　監理技術者資格者証の取扱いについて

営業所技術者等の証明にあたっては、監理技術者資格者証【添付】を用いることができます。その際、資格証明書類や実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書の提出は不要です。

★　営業所技術者等になるための実務経験について

営業所技術者等になるための実務経験は、重複して計上することができません。

たとえば、実務経験のみで「塗装工事」と「防水工事」の営業所技術者等になろうとする場合、それぞれ１０年、合計２０年の経験が必要になります。

ただし、一部の業種については、実務経験１８年で２業種の営業所技術者等になることができます。詳しくは、Ｐ５３をご覧ください。

(3)財産的基礎等の確認書類

★　一般建設業を申請する場合

Ａ　新規（許可切れに伴う新規申請を含む）、
新規許可取得後５年以内の業種追加、
新規許可取得後５年以内の般特新規、
新規許可取得後５年以内の許可換え新規の場合

以下のいずれかが必要です。

ａ　【個人】【法人】金融機関の残高証明書（５００万円以上※残高を証する現在日が申請日より１か月以内のものに限ります）【添付】
※　金融機関が２つ以上にまたがる場合は、同日付での残高証明書に限ります。

ｂ　【個人】【法人】５００万円以上の自己資本（純資産）がある直前決算に係る確定申告書（（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】
※　個人については青色申告特別控除をうけるために貸借対照表を作成している場合に限ります。

ｃ　【法人のみ】商業登記に関する登記事項証明書（最初の決算日が未到来の新設法人で、設立日時点で資本金の額が５００万円以上の場合に限ります）【添付】

※　申請日時点で許可を有していない（許可切れに伴って新規申請を行う）場合、たとえ過去に５年間許可を受けて営業を行っていたとしても、Ｐ１０の「③直前過去５年間許可を受けて継続して営業した実績のあること」には該当しません。

Ｂ　更新、
新規（許可切れに伴う新規申請を含む）許可取得後５年目以降の業種追加、
新規許可取得後５年目以降の般特新規、
新規許可取得後５年目以降の許可換え新規の場合

決算変更届（Ｐ４２～Ｐ４３）を申請直前の決算期分まで提出していることが必要です。

★　特定建設業を申請する場合

＜既存の事業者（法人・個人）の場合＞
・　直前決算に係る確定申告書（控※電子申告の場合は受信通知が添付されているもの。書面申告の場合は、令和７年１月以降の申告分を除き、税務署の受付印のあるもの。）【提示】
※　個人については青色申告特別控除をうけるために貸借対照表を作成している場合に限ります。

＜法人設立後最初の決算期が未到来の法人の場合＞
・　商業登記に関する登記事項証明書（資本金が４，０００万円以上であること）

＜創業時の個人の場合＞
・　金融機関の残高証明書（４，０００万円以上※残高を証する現在日が申請日より１か月以内のものに限ります）

※　資本金の増資による特例
資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表では資本金の額に関する基準（Ｐ１０）を満たさないが、申請日までに増資を行う事によって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとしますが、この取扱は資本金に限ったものであり、**自己資本は申請時直前の決算期における財務諸表で基準を満たしていることが必要**です。

(4)営業所の確認書類

営業所の写真（申請日から３か月以内に撮影したもの）【添付】
※　自己所有・賃貸借（使用目的を含む）を必ず明記してください。

- 建物の全景写真･･･１枚
- 建物入口付近の写真（事業所名を確認できる標識、看板、表示等が写っているもの）･･･１枚
- 営業所の内部写真（机、電話、パソコン等の什器や契約書等の保管場所が写っているもの）･･･１枚
- 標識（Ｐ４４【店舗用】参考）が写っている写真（新規許可申請は不要）･･･１枚

※　なお、必要に応じて、記載ある資料以外の資料の提出を求める場合があります。
※　プレハブ等の土地の定着物として認められない建物に関しては原則、営業所として認められません。
※　固定されている位置から、雨風等により容易に離れえるものや紙を貼り付けただけのものは看板として認められません。

《参考》

営業所の名称：　　令和　　年　　月　　日撮影
所有区分の別：自己所有　・　賃貸借
賃貸借の使用目的：

外観全景	入り口付近
建物の全景	営業所の名称を明記した 営業所の入り口付近
営業所の内部	**建設業の許可票**
主な執務室の状況が確認できるもの	記載内容が判別できるよう 建設業法第４０条に規定する 標識を撮影してください （新規許可申請の場合は不要）

(5)許可の欠格要件の確認書類

法人の役員（非常勤も含む）、個人事業主、令第３条に規定する使用人（支配人、支店長、営業所長等）全員について、下記の書類が必要です。

※　顧問・相談役・単なる１００分の５以上の株主又は出資者は不要。監査役も不要。

① 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるものに該当しない証明書（登記されていないことの証明書）【添付】

※　法務局（奈良地方法務局本局、東京法務局等）で交付された３か月以内のものを添付してください。
※　契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書の代用が可能です。
※　該当者が未成年であっても添付が必要です。
※　現住所は必ず記載ください。

② 破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）【添付】

※　本籍地を所管する市町村で交付された３か月以内のものを添付してください。
※　外国籍の方については、市町村長の証明書に代えて、下記ア又はイを添付してください。
ア：在留カード及び住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
イ：印鑑登録証明書

(6)健康保険等の加入状況の確認書類

「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」の加入状況の確認（「適用除外」の場合は確認不要）のため、様式７号の３（健康保険等の加入状況）のほか、下記書類が必要です。

＜健康保険及び厚生年金保険＞　以下のいずれかが必要です。
- a　申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書又は納付証明書【添付】
- b　直近の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書【添付】
- c　【新規設立法人の場合】健康保険・厚生年金保険新規適用届（※受付印のあるもの）【添付】

＜雇用保険＞　以下のいずれかが必要です。
- a　申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書（労働保険事務組合に事務を委託している場合は、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（※受付印のあるもの））の控及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書【添付】
- b　事業所別被保険者台帳照会及び雇用保険料納付済証明書【添付】
- c　過去１年以内に経営事項審査を受審している場合、そのときに提出した雇用保険に係る書類【添付】
- d　【新規適用事業所の場合】雇用保険適用事業所設置届（※受付印のあるもの）【添付】
- e　【法人設立等により事業所名が変わる場合】雇用保険事業主事業所各種変更届（※受付印のあるもの）【添付】

※　健康保険適用除外の承認を受け、建設業従事者を対象とした国民健康保険組合に加入している場合

法人の営業所又は個人経営で常時５人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険が適用除外（「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に２と記載）となります。

なお、この場合であっても、厚生年金保険には加入する義務が生じます。

※　強制適用事業所でありながら社会保険等に未加入の場合

常勤性が確認できないため、許可を受けることができません。また、強制適用事業所であるにもかかわらず社会保険等に加入しない場合、日本年金機構、労働局に通報します。

雇用保険の適用拡大について

平成２９年１月１日より、これまで雇用保険の適用除外であった６５歳以上の方も、雇用保険の適用対象となりました。

詳しくは、厚生労働省のホームページ（www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html）をご覧ください。

「適用除外」と「未加入」について

「適用除外」とは、「加入義務がないため加入していないこと（適法）」をいい、**「未加入」とは「加入義務がある（強制適用）にもかかわらず加入していないこと（違法）」**をいいます。

「社会保険未加入業者の排除」などというときの「未加入」には、**「適用除外」を含まない**ので、ご留意ください。

《参考》

領収証書（健康保険及び厚生年金保険）

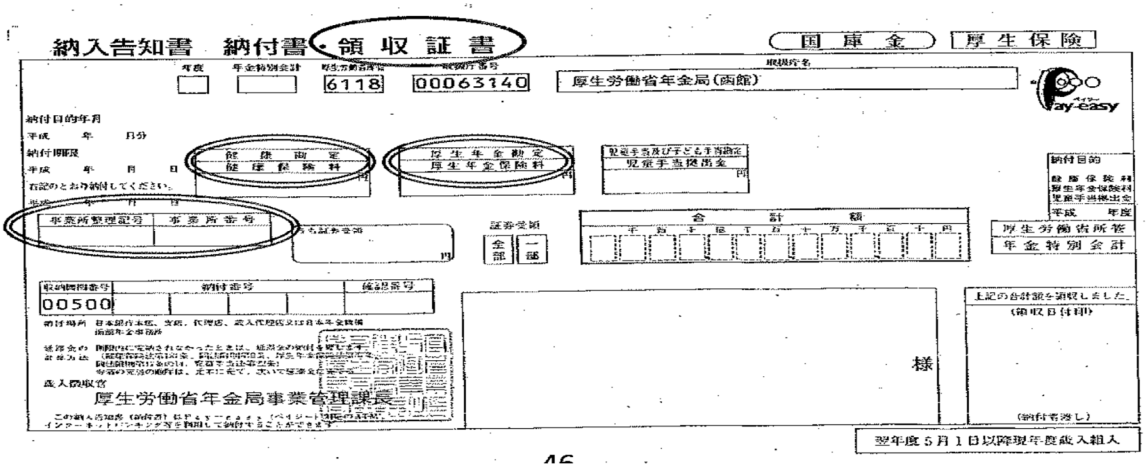

納入告知書　納付書　領収証書

国庫金　厚生保険

厚生労働省年金局(函館)

厚生労働省年金局事業管理課長

様

翌年度5月1日以降現年度納入組入

納付証明書（健康保険及び厚生年金保険）

令和　　年　　月　　日申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	㊞
電話番号	(　　)-(　　)-(　　)

2. 申請事由

3. 確認書の請求枚数

枚

4. 確認事由

月分	保険料			
	健康保険	厚生年金	子ども・子育て拠出金	収納年月日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日
平成・令和　年　月分				平成・令和　年　月　日

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和　　年　　月　　日

日本年金機構
年金事務所長　㊞

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、　㊞
下記の者に委任します。

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

領収済通知書（雇用保険）

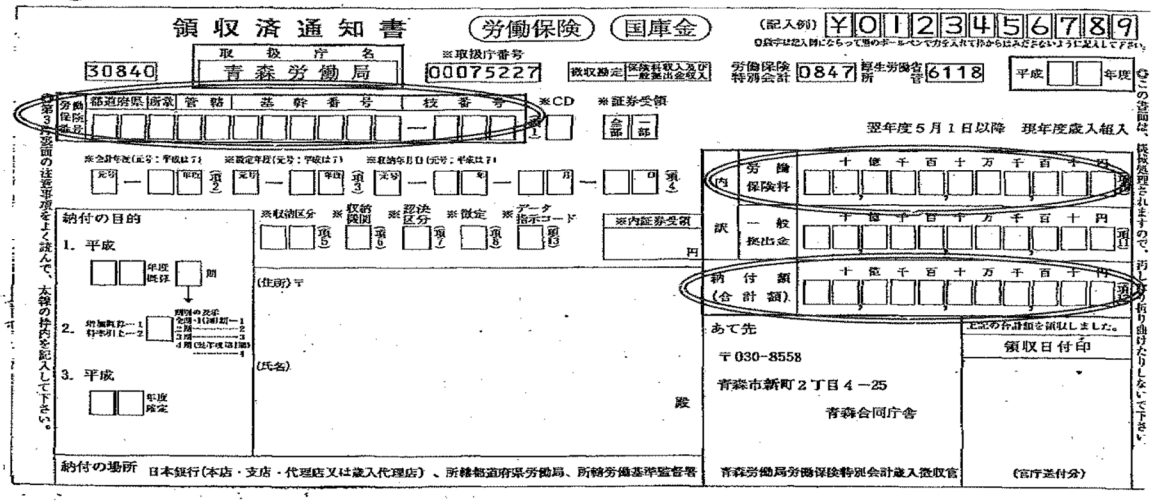

領収済通知書　労働保険　国庫金

（記入例）¥0123456789

取扱庁名　青森労働局　30840　※取扱庁番号　00075227　徴収勘定　保険料収入及び一般拠出金収入　労働保険特別会計　0847　歳生労働省所管　6118　平成　年度

労働保険番号　都道府県　所掌　管轄　基幹番号　枝番号　※CD　※証券受領　全部　一部

翌年度5月1日以降　現年度歳入組入

※金融年度（元号：平成は7）　※設定年度（元号：平成は7）　※徴収年月日（元号：平成は7）

納付の目的
1. 平成　年度概算　期
2. 増加数段一1　特申引上一2　期別の表示　全期（1回目）一1　二期一2　三期一3　四期（当年度最終期）一4
3. 平成　年度確定

※収納区分　※収納機関　※認決区分　※徴定　※データ指示コード　※内証券受領　円

（住所）〒

（氏名）　殿

内訳　労働保険料　一般拠出金　納付額（合計額）

あて先
〒030-8558
青森市新町２丁目４－25
青森合同庁舎

上記の領収金額を領収しました。
領収日付印

納付の場所　日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署　青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官　（官庁送付分）

労働保険概算・確定保険料申告書

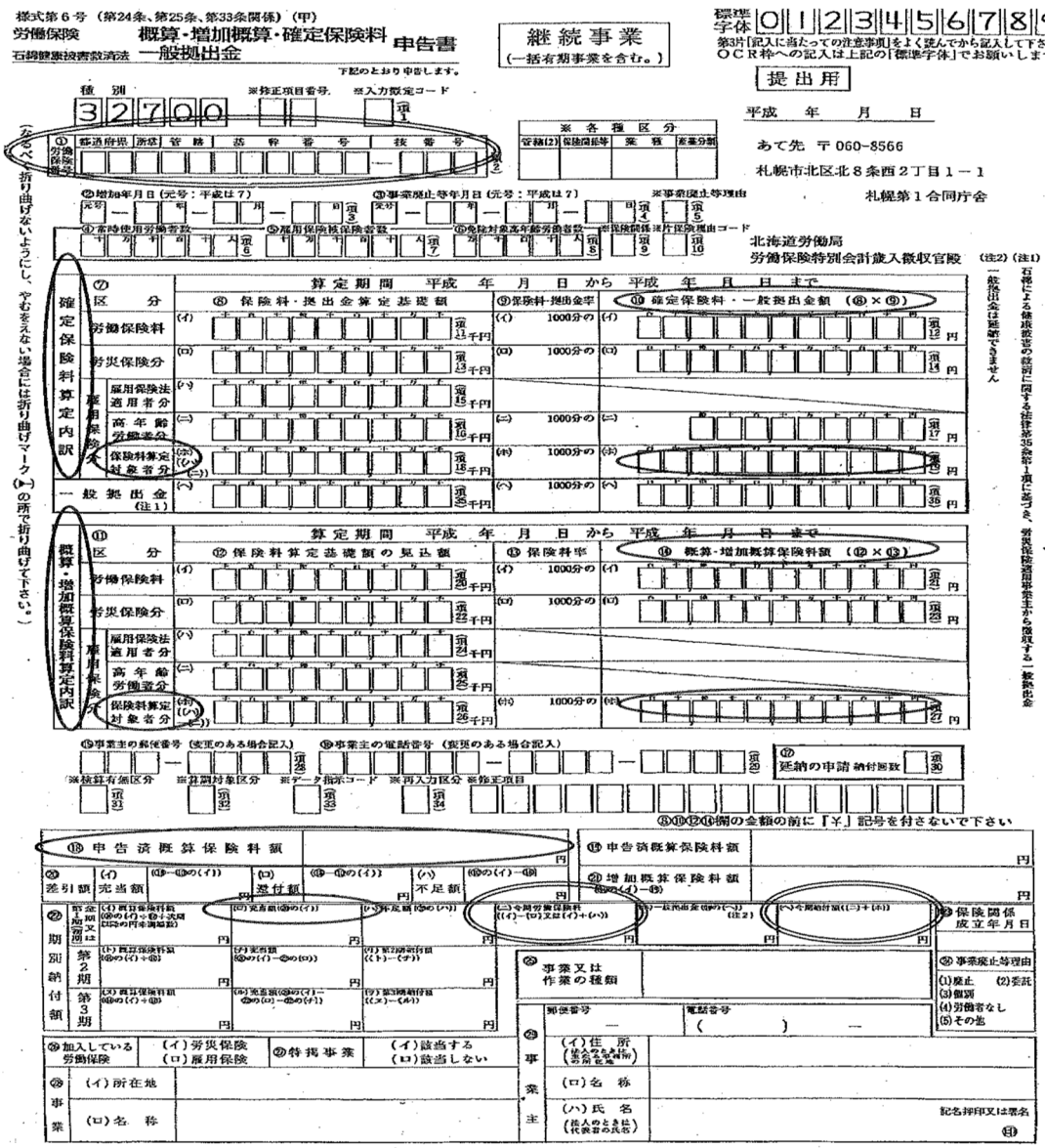

様式第６号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）
労働保険　概算・増加概算・確定保険料　申告書
石綿健康被害救済法　一般拠出金
下記のとおり申告します。

継続事業（一括有期事業を含む。）

標準字体　0123456789
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
ＯＣＲ枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

種別　32700　※修正項目番号　※入力指示コード

※各種区分　管轄(2)　保険関係等　業種　産業分類

平成　年　月　日

あて先　〒060-8566
札幌市北区北８条西２丁目１－１
札幌第１合同庁舎

①労働保険番号　都道府県　所掌　管轄　基幹番号　枝番号

②増加年月日（元号：平成は7）　③事業廃止等年月日（元号：平成は7）　※事業廃止等理由

④常時使用労働者数　⑤雇用保険被保険者数　⑥危険有害業務従事者数　※労災関係成立年月日　※労災保険適用コード

北海道労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿　（注2）（注1）

確定保険料算定内訳

区分	⑧保険料・拠出金算定基礎額	⑨保険料・拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）
労働保険料	(イ) 千円	(イ) 1000分の	(イ) 円
労災保険分	(ロ) 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 円
雇用保険分 雇用保険法適用者分	(ハ) 千円		
雇用保険分 高年齢労働者分	(ニ) 千円	(ニ) 1000分の	(ニ) 円
雇用保険分 保険料算定対象者分	(ホ)(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 円
一般拠出金（注1）	(ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 円

石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

概算・増加概算保険料算定内訳

区分	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）
労働保険料	(イ) 千円	(イ) 1000分の	(イ) 円
労災保険分	(ロ) 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 円
雇用保険分 雇用保険法適用者分	(ハ) 千円		
雇用保険分 高年齢労働者分	(ニ) 千円		
雇用保険分 保険料算定対象者分	(ホ)(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 円

⑮事業主の郵便番号（変更のある場合記入）　⑯事業主の電話番号（変更のある場合記入）　⑰延納の申請 納付回数

※検算有無区分　※算調対象区分　※データ指示コード　※再入力区分　※修正項目

⑧⑪⑫⑭欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

⑱申告済概算保険料額　円　⑲申告済概算保険料額　円

⑳差引額　(イ)充当額　(⑱－⑪のイ)　円　(ロ)還付額　(⑲－⑫のイ)　円　(ハ)不足額　(⑪のイ)－(⑱のイ)　円　㉑増加概算保険料額　(⑫のイ)－(⑲)　円

㉒期別納付額

	(イ)既算保険料額	(ロ)充当額	(ハ)不足額	(ニ)今回労働保険料	(ホ)一般拠出金	(ヘ)今回納付額
第1期又は一括	(⑪のイ)÷(②)×決算日までの月数÷増加後 円	(⑱のイ)－(⑪のイ) 円	円	((イ)－(ロ)又は(イ)＋(ハ)) 円	(⑫のイ)－(⑲のイ) 円	(ニ)＋(ホ) 円
第2期	(ト)既算保険料額 (⑪のイ)÷(②) 円	(チ)充当額 (⑱のイ)－(⑪のロ) 円	(リ)第2期納付額 ((ト)－(チ)) 円			
第3期	(ヌ)既算保険料額 (⑪のイ)÷(②) 円	(ル)充当額 (⑱のイ)－(⑪のチ) 円	(ヲ)第3期納付額 ((ヌ)－(ル)) 円			

㉓保険関係成立年月日　㉔事業廃止等理由　(1)廃止　(2)委託　(3)個別　(4)労働者なし　(5)その他

㉕事業又は作業の種類

㉖事業主　郵便番号　電話番号　(イ)住所（法人のときは主たる事務所の所在地）　(ロ)名称　(ハ)氏名（法人のときは代表者の氏名）　記名押印又は署名　㊞

㉗加入している労働保険　(イ)労災保険　(ロ)雇用保険　㉘特掲事業　(イ)該当する　(ロ)該当しない

㉙事業　(イ)所在地　(ロ)名称

(7)その他必要な書類

（1）～（6）の他、建設業許可申請に必要な書類は下記のとおりです。

○　申請者が法人の場合は、商業登記に関する登記事項証明書及び定款
（現行の定款であることの記載が必要）【添付】

※　商業登記及び定款の目的欄には、申請される業種の名称や具体的な建設工事を記載する必要があります。
《Ｐ５４参照》

※　商業登記に関する登記事項証明書は交付された日から３か月以内のものを添付ください。

○　申請者が現に事業を行っていることを証明する書類【添付】

	法人の場合	個人の場合（★１）
申請日時点で開業第一年（第一期）の決算期を迎えていない場合	法人設立等申告書	個人事業の開廃業等の届出書 ※　届出書に記載されているマイナンバーは黒塗りにし、判読できないようにしてください。
申請日時点で開業第一年（第一期）の決算期を過ぎているが、当該年（決算期）にかかる課税額が定まっていない場合		
申請日時点で直前一年（決算期）の決算期を過ぎているが、当該年（決算期）にかかる課税額が定まっていない場合	３か月以内に交付された前々年１年分の納税証明書（法人事業税）	前々年における事業所得に対する前年の課税額について、３か月以内に交付された納税証明書（個人事業税） （１～８月に申請手続を行う場合）
申請日時点で直前一年（決算期）の決算期を過ぎており、当該年（決算期）にかかる課税額が定まっている場合	３か月以内に交付された直前１年分の納税証明書（法人事業税）	前年における事業所得に対する当該年の課税額について交付された納税証明書（個人事業税） （９～12 月に申請手続を行う場合）

（★１）個人事業主の納税証明書　考え方の例

令和６年７月 10 日に申請手続を行う場合
→　令和４年事業所得に対する令和５年課税額（令和６年４月 11 日以降交付）

令和６年９月に申請手続を行う場合
→　令和５年事業所得に対する令和６年課税額

＜県税事務所又は自動車税事務所＞

○　法人が他都道府県から奈良県に事業所の移転を行った場合は、異動届【添付】
＜※県税事務所又は自動車税事務所受付印のあるもの＞

○　個人の場合で支配人を選任した場合は、個人商人の支配人に関する登記事項証明書【添付】
※　交付された日から３か月以内のものを添付ください。

＜法務局＞

（注）　申請書の記載内容についての確認のため、上記添付書類、提示書類以外の追加資料の提出または提示を求める場合があります。

●　「現行の定款であることの**記載**」について
定款の余白に、右記の内容を記載してください。

この定款は、当社の現行の定款に相違ありません。
令和〇年〇月〇日
株式会社登大路建設
代表取締役　登大路　太郎

Ⅳ 許可の申請手続き

(1)許可の申請区分、申請書受付窓口

建設業許可の申請区分は、下記①～⑤の５種類です。
５種類の申請区分のうち④+⑤（業種追加＋更新）のように複数の種類を同時に申請することもできます。
それぞれの申請区分に対応する申請書の受付窓口は下記のとおりですが、**建設産業課への申請には、事前に予約が必要**です。

申請区分	申　請　内　容	申請書受付窓口
①　新規許可	初めて建設業の許可を申請するときの区分です。	奈良市登大路町３０ 県庁分庁舎６階 FAX: 0742-27-5313 **予約必要（P29）**
②　許可換え新規	既に、奈良県以外の行政庁で建設業の許可を受けている者が、その許可に換えて新たに奈良県の建設業許可を申請するときの区分です。	
③般特新規	・現在、一般建設業の許可**のみ**を受けている者が、新たに特定建設業の許可を受けようとする場合 ・現在、特定建設業の許可**のみ**を受けている者が、新たに一般建設業の許可を受けようとする場合	
④業種追加	・現在、一般建設業の許可を受けている者が他の業種の一般建設業の許可を受けようとする場合 ・現在、特定建設業の許可を受けている者が他の業種の特定建設業の許可を受けようとする場合	
⑥　更新	現在有している許可について、更新をするときの区分です。建設業許可の有効期限は、５年間です。更新申請をしなけれ（Ｐ３１）ば、許可が失効します。	**管轄土木事務所**
③+④ 般特新規 ＋業種追加	上記③と④を同時に申請する場合	**建設産業課** 県庁分庁舎６階 FAX: 0742-27-5313 **予約必要（P29）**
③+⑤ 般特新規＋更新	上記③と⑤を同時に申請する場合	
④+⑤ 業種追加＋更新	上記④と⑤を同時に申請する場合	
③+④+⑤ 般特新規＋業種追加＋更新	上記③と④と⑤を同時に申請する場合	

(2)申請方法

書類の受付は、**前ページ（1）の申請受付窓口において個別に面接して行います**ので、申請内容について的確に説明できる方がご持参ください。郵送、預りによる申請は原則受け付けられません。

建設産業課への申請には、遅くとも前日までに予約が必要です。

※　予約は先着順ですので、ご希望の日時を予約できないことがあります。
あらかじめご了承ください。

※建設産業課への予約方法

＜来庁の場合＞　奈良県建設産業課　（奈良市登大路町３０　奈良県分庁舎６階）
＜電話の場合＞　予約専用電話　（奈良県建設産業課内）

予約電話番号　０７４２－２７－５４２９

※　予約受付日時＝　９時００分～１２時００分
１３時００分～１７時００分　（土日祝日、閉庁日は除く）

【予約時伝達事項】･･･申請希望日時、担当者名（補正の場合）、許可番号（新規以外）、
商号又は名称、予約者名、連絡先、
上記の他、申請内容（新規、業種追加等の申請区分。申請業種など）について
お伺いすることがあります。円滑な手続のために、ご協力お願いします。

※**審査受付日時**＝　９時００分～、１０時３０分～
１３時００分～、１４時３０分～
１６時３０分～（業種追加のみ）
（土日祝日、閉庁日は除く）
※　１回あたりの審査・相談時間は最長１時間３０分です。

申請書様式について

申請書様式については、建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
各申請区分に必要な様式はＰ４７～Ｐ４９の一覧をご覧ください。

添付書類、提示書類について

Ｐ４７～Ｐ４９の一覧表及びＰ１３～Ｐ２７の許可の要件の確認書類をご覧ください。

申請書の提出部数について

２部用意してください。
※　申請書は左側を紐で綴じておいてください。

(3)申請手数料

奈良県知事許可申請であるため、**奈良県収入証紙**を購入し、様式第１号別紙３に貼付します。
様式の左肩に、許可番号（新規の場合記載不要）、商号又は名称、代表者氏名、代理人氏名、申請の区分（新規・業種追加・更新等）、申請手数料を記載して下さい。
※　収入印紙や現金では支払うことができないので、ご注意ください。

（注）一般建設業許可と特定建設業許可は、許可の区分が違うため、それぞれ手数料が必要です。
下記の表を参考にしてください。

	申請手数料（知事許可）	
申請区分	一般のみ、又は特定のみ	一般　＋　特定
①新規許可	９０，０００円	１８０，０００円
②許可換え新規	９０，０００円	１８０，０００円
③般特新規	９０，０００円	－
④業種追加	５０，０００円	１００，０００円
⑤更新	５０，０００円	１００，０００円
③+④ 般特新規＋業種追加	－	１４０，０００円 ※特定の新規＋一般の追加 ※一般の新規＋特定の追加
③+⑤ 般特新規＋更新	－	１４０，０００円 ※特定の新規＋一般の更新 ※一般の新規＋特定の更新
④+⑤ 業種追加＋更新	１００，０００円	１５０，０００円 ※1 ２００，０００円 ※2
③+④+⑤ 般特新規＋業種追加＋更新	－	１９０，０００円 ※特定の新規＋一般の追加＋一般の更新 ※一般の新規＋特定の追加＋特定の更新

※１　一般追加＋一般更新＋特定更新、一般更新＋特定追加＋特定更新
一般追加＋一般更新＋特定追加、一般追加＋特定追加＋特定更新　の場合
※２　一般追加＋一般更新＋特定追加＋特定更新　の場合

(4)申請書の受理、審査

受付窓口において、申請書が許可の基準を満たしているか、記入漏れがないか、内容を裏付ける資料がそろっているか等を確認します。受付終了後、受理した申請書の内容が正しいか等の審査を行います。

なお、審査の結果、申請内容が許可要件、基準に適合していない場合や申請書類に虚偽の記載があった場合、許可は拒否されます。
また、申請者の都合で申請を取り下げようとするときは、申請の取り下げ願を提出することになります。
許可の拒否や申請の取り下げが行われた場合であっても、申請手数料は返還されません。

(5)許可の通知等

審査が終了し、許可となった場合は許可通知書を送付します。通知書は「転送不要」の普通郵便で郵送しますので、転送設定されている場合は届きません（窓口等での受領はできません）。到着が確認できない場合は、営業所の実態確認のために立ち入り調査を行う場合があります。また、行政書士に通知書の受領を委任している場合は、営業所所在地確認通知を送付する場合があります。
なお、**通知書は再発行できません**ので、紛失しないようにご注意ください。

許可の通知までの期間は、（土・日・祝等の閉庁日を除き）申請書の受付からおおむね３０日です。
ただし、補正に要する期間を除きます。

Ⅴ 申請区分別のご案内

・新規許可申請・

新規申請される際は、Ｐ４～Ｐ２７で許可の基本的な事項や要件を、また、許可取得後の注意事項や責務（Ｐ４０～Ｐ４６）について、ご確認ください。

- 新規申請の必要書類・・・・Ｐ４７～Ｐ４８の許可申請に必要な書類一覧表及びＰ１３～Ｐ２７の許可の要件の確認書類を参考に用意してください。申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
- 提出部数、申請手数料・・・Ｐ２９～Ｐ３０をご覧ください。
- 申請先・・・・・・・・・・・奈良県建設産業課　＜※事前に予約をしてください Ｐ２９＞

（注）組織変更、個人事業承継、合併等について

一定の要件を満たせば、許可番号や経営事項審査の実績の引き継ぎが可能ですので、経営規模等評価審査申請の手引き（奈良県知事許可業者用）の「経営事項審査の承継について」をご覧ください。なお、合併、分割、事業譲渡、相続で経営事項審査の実績の引き継ぎをお考えの場合には、事前に建設産業課までご相談ください。

法人成については事前のご相談が必要になる場合があります。詳細についてはＰ３５をご覧ください。また、相続認可申請についてもＰ３８をご覧ください。

・更新申請・

許可の有効期間は、５年間です。

許可を受けた建設業を引き続き営業しようとする場合は、有効期間満了の日の３０日前までに更新の申請を行ってください。（Ｐ７参照）

更新の申請は、奈良県知事許可の方については、有効期間満了の日の３か月前から受付します。

許可の有効期間満了日までに、更新の申請書が提出されなかった場合は、許可が失効し、新規の手続きから行うこととなります。

なお、許可の有効期間満了日前までに更新の申請書を提出し受付はされたが、審査が終了しない場合については、更新の許可通知の発行が許可満了日を超えることとなりますが、それまでの間は従前の許可は有効と見なされます。

＜更新申請の注意事項＞

更新申請をするには、毎年、決算変更届（Ｐ４２～Ｐ４３）を提出していることが必要です。

また、許可申請内容に変更がある場合には、その都度、変更届（Ｐ４０～Ｐ４３）を必ず提出してください。更新申請において、変更届を兼ねることはできません。

- 更新申請の必要書類・・・・Ｐ４７～Ｐ４８の許可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
- 提出部数、申請手数料・・・Ｐ２９～Ｐ３０をご覧ください。
- 申請先・・・・・・・・・・・管轄の土木事務所（Ｐ６５）

＜許可の有効期間の調整（一本化）について＞

許可の業種追加等を行うと、２つ以上の許可の有効期間満了日を有することになります。この場合において、それぞれの満了日ごとに更新申請を行うと、手間と申請手数料が余分にかかってしまいます。それを解決するための制度が、許可の有効期間の調整（一本化）です。

更新の申請を行う際にこの制度を利用すると、既に許可を受けている全ての業種について、同時に更新の申請をすることができ、許可の有効期間満了の日を同一にすることができます。

この制度を利用される場合は、許可申請書の第１号様式の「許可の有効期間の調整」の欄に「１（する）」を記入してください。

・業種追加・

現在許可を受けている業種以外の業種について、許可を受けようとする場合の申請です。

ただし、一般建設業許可のみを受けている者が特定建設業許可を受ける場合や、特定建設業許可のみを受けている者が一般建設業許可を受ける場合は、般特新規申請になります。

- 業種追加の必要書類・・・・Ｐ４７～Ｐ４８の許可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
- 提出部数、申請手数料・・・Ｐ２９～Ｐ３０をご覧ください。
- 申請先・・・・・・・・・・・奈良県建設産業課　＜※事前に予約をしてください　Ｐ２９＞

＜許可の有効期間の調整（一本化）について＞

業種追加を行うと、２つ以上の許可の有効期間満了日を有することになります。この場合において、それぞれの満了日ごとに更新申請を行うと、手間と申請手数料が余分にかかってしまいます。それを解決するための制度が、許可の有効期間の調整（一本化）です。

この制度を利用すると、既に許可を受けている全ての業種について、同時に更新の申請をすることができ、許可の有効期間満了の日を同一にすることができます。

ただし、業種追加の申請と同時にこの制度を利用する場合は「業種追加＋更新」となりますので「業種追加＋更新」（Ｐ３４）をご覧ください。

・般特新規・

現在、一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を受けようとする場合や、現在、特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を受けようとする場合の申請です。

- 般特新規の必要書類・・・・Ｐ４７～Ｐ４８の許可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
- 提出部数、申請手数料・・・Ｐ２９～Ｐ３０をご覧ください。
- 申請先・・・・・・・・・・・奈良県建設産業課　＜※事前に予約をしてください　Ｐ２９＞

＜許可の有効期間の調整（一本化）について＞

般特新規を行うと、２つ以上の許可の有効期間満了日を有することになります。この場合において、それぞれの満了日ごとに更新申請を行うと、手間と申請手数料が余分にかかってしまいます。それを解決するための制度が、許可の有効期間の調整（一本化）です。

この制度を利用すると、既に許可を受けている全ての業種について、同時に更新の申請をすることができ、許可の有効期間満了の日を同一にすることができます。

ただし、般特新規の申請と同時にこの制度を利用する場合は、「般特新規＋更新」となりますので「般特新規＋更新」（Ｐ３４）をご覧ください。

＜般特新規申請の注意事項＞

- 特定建設業許可のみを受けている者が、当該特定建設業の許可のすべてを一般建設業許可にしようとする場合は、「般特新規」ではなく「新規」となり、さらにこの場合は同時に特定建設業許可の廃業届が必要です。また、特定建設業許可のみを受けている者が、当該特定建設業許可の一部の業種を一般建設業許可にしようとする場合は、当該業種に係る特定建設業許可の廃業届を提出し、般特新規申請を行う事となります。

- 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行（一般許可業種の全てを特定に、又は特定許可業種の全てを一般にする場合）に係る申請について、当該許可の有効期間満了日より前に申請書を提出し受付された場合であって、その処分（許可通知等）が有効期間満了日までになされない時は、従前の許可が有効であるものと見なします。ただし、建設業法第２９条に該当※する場合にはこの適用はありません。

※建設業法第２９条該当例

- 経営業務管理責任者の要件を満たす者を欠いたとき
- 営業所技術者等の要件を満たす者を欠いたとき
- 欠格要件に至ったとき

（特定建設業許可の財産要件を満たさなくなったことは、第２９条には該当しません）

・許可換え新規・

既に、奈良県以外の行政庁で建設業の許可を受けている者が、その許可に換えて新たに奈良県知事許可を受けるときの申請です。

たとえば、奈良と大阪に営業所を設け国土交通大臣の許可を取得していた者が大阪の営業所を廃止したことにより奈良県知事許可を取得しようとする場合や、京都府知事許可を取得していた者が京都の営業所を奈良に移転したことにより奈良県知事許可を取得しようとする場合が該当します。

なお、申請受付から新しい許可が下りるまでの間は、従前の許可が有効となります。

- 許可換え新規の必要書類・・・・Ｐ４７～Ｐ４８の許可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
- 提出部数、申請手数料・・・・・Ｐ２９～Ｐ３０をご覧ください。
- 申請先・・・・・・・・・・・・・奈良県建設産業課　＜※事前に予約をしてください　Ｐ２９＞

＜許可換え新規の注意事項＞

申請する経営業務管理責任者や営業所技術者等について、他の行政庁において許可を受けた際の方と同じである場合、他の行政庁に提出した許可申請書等の控え（受付印のあるもの）があれば、経験確認書類（Ｐ１３の（１）－①の経験確認書類、Ｐ１９の（２）－①のうち実務経験確認書類）を省略することができます。

・般特新規＋業種追加・

般特新規と業種追加を同時に行う申請です。

- 申請に必要な書類・・・・・Ｐ４７～Ｐ４８の許可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
- 提出部数、申請手数料・・・Ｐ２９～Ｐ３０をご覧ください。
- 申請先・・・・・・・・・・・奈良県建設産業課　＜※事前に予約をしてください　Ｐ２９＞

＜許可の有効期間の調整（一本化）について＞

般特新規＋業種追加を行うと、２つ以上の許可の有効期間満了日を有することになります。この場合において、それぞれの満了日ごとに更新申請を行うと、手間と申請手数料が余分にかかってしまいます。それを解決するための制度が、許可の有効期間の調整（一本化）です。

この制度を利用すると、既に許可を受けている全ての業種について、同時に更新の申請をすることができ、許可の有効期間満了の日を同一にすることができます。

ただし、般特新規＋業種追加の申請と同時にこの制度を利用する場合は、「般特新規＋業種追加＋更新」となりますので「般特新規＋業種追加＋更新」（Ｐ３４）をご覧ください。

・業種追加＋更新・ **・般特新規＋更新・** **・般特新規＋業種追加＋更新・**

業種追加と更新、般特新規と更新、般特新規と業種追加と更新、というように組み合わせて申請することができます。受付は許可期間満了日の３か月前からとなります。ただし、これらの場合には、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、従来の許可の有効期間満了日の**概ね２か月前まで**に申請していただく必要があります。

例えば、令和７年９月３０日に許可満了日を迎える場合、上記の申請は令和７年７月中（３か月前以降かつ２か月前まで）が目安となります。

- 申請に必要な書類・・・・Ｐ４７～Ｐ４８の許可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。
- 提出部数、申請手数料・・Ｐ２９～Ｐ３０をご覧ください
- 申請先・・・・・・・・・奈良県建設産業課　＜※事前に予約をしてください　Ｐ２９＞

※「業種追加＋更新」、「般特新規＋更新」、「般特新規＋業種追加＋更新」の際の許可日は、前回許可日の５年後の日よりも早くなる場合があります。

＜許可の有効期間の調整（一本化）について＞

「業種追加＋更新」、「般特新規＋更新」、「般特新規＋業種追加＋更新」の申請をする場合は、業種追加や般特新規と同時に更新も行いますので、許可申請書の第１号様式の「許可の有効期間の調整」の欄に「１（する）」を記入してください。

Ⅵ 事業承継及び相続に係る認可手続き

・譲渡及び譲受け・ **・合併・** **・分割・**

譲渡及び譲受け並びに合併及び分割における事業承継について、定められた要件を満たしている場合、認可申請による認可を受けることにより、「建設業者としての地位を継承する」こととなり、承継人が被承継人の建設業の許可を継承できるようになりました。これにより、これまでのような審査期間中に建設業許可を有しない空白期間が生じることを防げるようになりました。

また、当該認可後、承継人へは、被承継人が使用していた建設業許可番号が、引き続き付与されます。

個人事業主の代替わりや個人事業主から法人への組織変更（法人成）の際にも、この制度を利用できます。

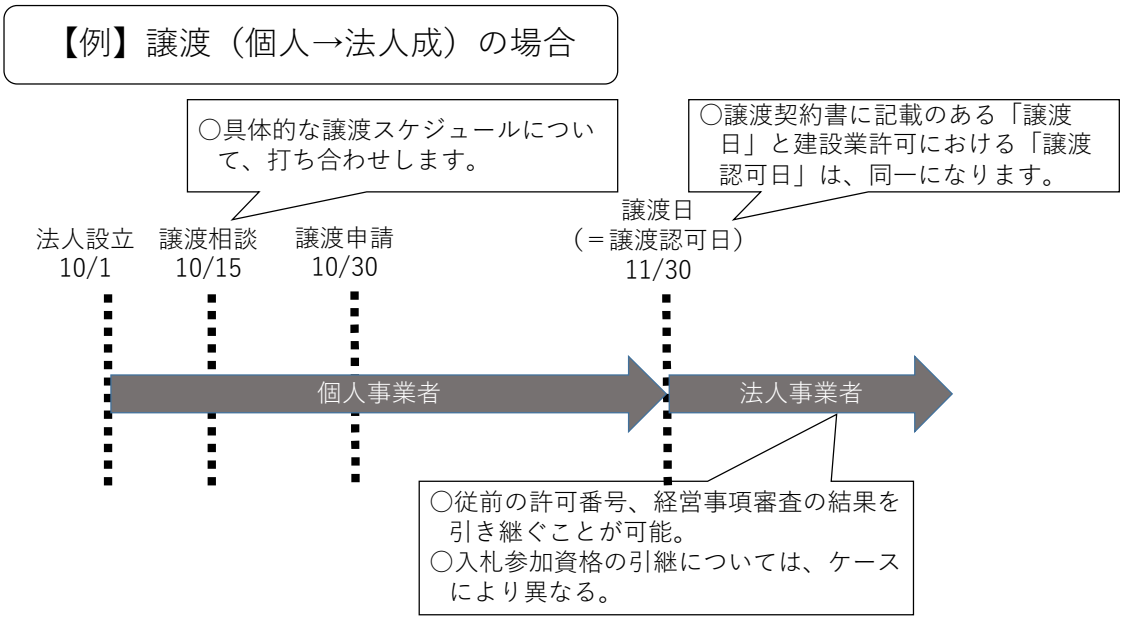

● 奈良県知事による認可の対象

以下の１～３に該当する場合が、奈良県知事による認可となります。

それ以外場合は、国土交通大臣認可になりますので、国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課にお問い合わせ下さい。

１．譲渡及び譲受け

譲渡人が、奈良県知事から建設業許可を受けており、譲受人が以下のどちらかに該当する場合は、奈良県で申請手続を行ってください。

① 譲受人が奈良県知事から許可を受けている。
② 譲受人が奈良県知事から許可を受けておらず、建設業を営む営業所が奈良県内のみである。

２．合併

合併消滅法人（２以上ある場合は全て）が、奈良県知事から建設業許可を受けているとき、合併後存続する法人が、以下のどちらかに該当する場合は、奈良県で申請手続を行ってください。

① 合併後に存続する法人が奈良県知事から許可を受けている。
② 合併後に存続する法人が奈良県知事から許可を受けておらず、建設業を営む営業所が奈良県内のみである。

３．分割

分割被承継法人（２以上ある場合は全て）が、奈良県知事から建設業許可を受けているとき、分割承継法人が、以下のどちらかに該当する場合は、奈良県で申請手続を行ってください。

① 合併後存続する法人が奈良県知事から許可を受けている。
② 合併後存続する法人が奈良県知事から許可を受けておらず、建設業を営む営業所が奈良県内のみである。

● 認可要件

① 承継人は、被承継人が許可を受けている全ての業種を承継すること

被承継人が許可を受けている建設業の一部の許可のみの事業承継は、認められません。

許可を受けている建設業の一部の事業承継を行う場合には、被承継人が事業承継を行わない建設業の業種について、廃業した上で、承継人は再度当該建設業の新規許可を受ける必要があります。

② 承継対象の建設業の業種について被承継人と承継人の許可区分（一般建設業・特定建設業）が異ならないこと

承継対象の建設業の業種について、被承継人と承継人の許可区分が異なる場合、被承継人と承継人のいずれかが、認可申請前に当該業種の廃業届を提出する必要があります。

③ 承継人が事業承継する建設業の許可要件を満たしていること

承継人が事業承継した建設業について、建設業許可の要件を満たしている必要があります。

● 注意事項

・ 認可申請の際は、事前に、当課へご相談ください。

・ 事前相談後、承継予定日の３０日前までに申請してください。（審査に時間を要するため、申請期限（承継予定日の３０日前）を過ぎた場合、申請が受け付けられなくなります。事業承継を検討する際は、速やかにご相談ください。）

・ 認可を受けると、以下の日に被承継人から承継人へ地位の承継が行われます。

譲受及び譲受け：譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人の建設業者としての地位を承継する。

合　　併：合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法人の建設業者としての地位を承継する。

分　　割：当該分割の日に、分割被承継法人の建設業者としての地位を承継する。

・ 承継許可等※に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算して、５年間となります。

※ 承継許可等:当該承継に係る建設業の許可、及び当該譲受人等が受けている建設業の許可（当該承継前に自ら受けたものに限る。）

・ 社会保険加入手続きは、認可後の手続となります。

● 申請に必要な書類

以下の書類とＰ４９の認可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。

・ 譲渡及び譲受けに関する契約書（株主総会の承認を受けたもの（不要な場合を除く））

（注）個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付してください。

・ 合併契約書及び合併比率説明書

株主総会の承認を受けたもの（不要な場合を除く。）を添付してください。

・ 分割契約書（新設分割の場合においては、新設分割計画書）及び分割比率説明書

株主総会の承認を受けたもの（不要な場合を除く。）を添付してください。

・ 合併の方法及び条件が記載された書類

新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）が記載されたもの。

・ 分割の方法及び条件が記載された書類

吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）が記載されたもの。

・ 「譲渡人又は譲受人が法人である場合」、「合併の場合」、又は「分割の場合」、

以下の①～③いずれかの書類

①、②については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出が必要です。

簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第 467 条第１項第２号、第 784 第２項、第 796 条第２項又は第 805 条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する③の書類を提出してください。

① 株主総会又は社員総会の決議録

② 無限責任社員又は総社員の同意書

③ 意思の決定を証する書類

申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。

（例）法人成の必要書類
- Ｐ４９の認可申請に必要な書類一覧表
- 譲受人となる法人における建設業新規許可の申請書類一式
- 譲渡及び譲受けに関する契約書
  （当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付してください。）
- 以下の①～③いずれかの書類
  ① 株主総会又は社員総会の決議録
  ② 無限責任社員又は総社員の同意書
  ③ 意思の決定を証する書類

● 提出部数、申請手数料
Ｐ２９をご覧ください。申請手数料は不要です。

● 申請先
奈良県建設産業課 ＜※事前に予約をしてください Ｐ２９＞

● 承継後の書類提出期限
認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、次の表の期間内に同表に掲げる書類を提出しなければなりません。

承継した者	期間	提出書類
・譲受人、合併存続法人又は分割継承法人（新設分割により設立された法人を除く） ・相続人	当該承継の日から２週間以内	・健康保険等の加入状況（様式第７号の３） ・健康保険等の加入状況の確認資料（Ｐ２４参照）
合併により新設された法人及び分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る。）	当該承継の日から２週間以内	・健康保険等の加入状況（様式第７号の３） ・健康保険等の加入状況の確認資料（Ｐ２４参照）
	当該承継の日から３０日以内	・登記事項証明書 ・営業の沿革（様式第 20 号） ・所属建設業者団体（様式第 20 号の２）

- 建設業許可の承継と入札参加資格の承継は、要件が異なります。奈良県の入札参加資格での要件については建設産業課 公共工事契約管理係にお問い合わせください。
（TEL：0742-27-7425）

・相続・

建設業許可を受けている個人事業主（被相続人）が死亡した場合、相続人が被相続人の死亡後３０日以内に相続の認可申請を行い、認可を受けることにより、被相続人の建設業許可を承継することができます。

また、相続人へは認可に際して、被相続人の建設業許可番号が引き続き付与されます。

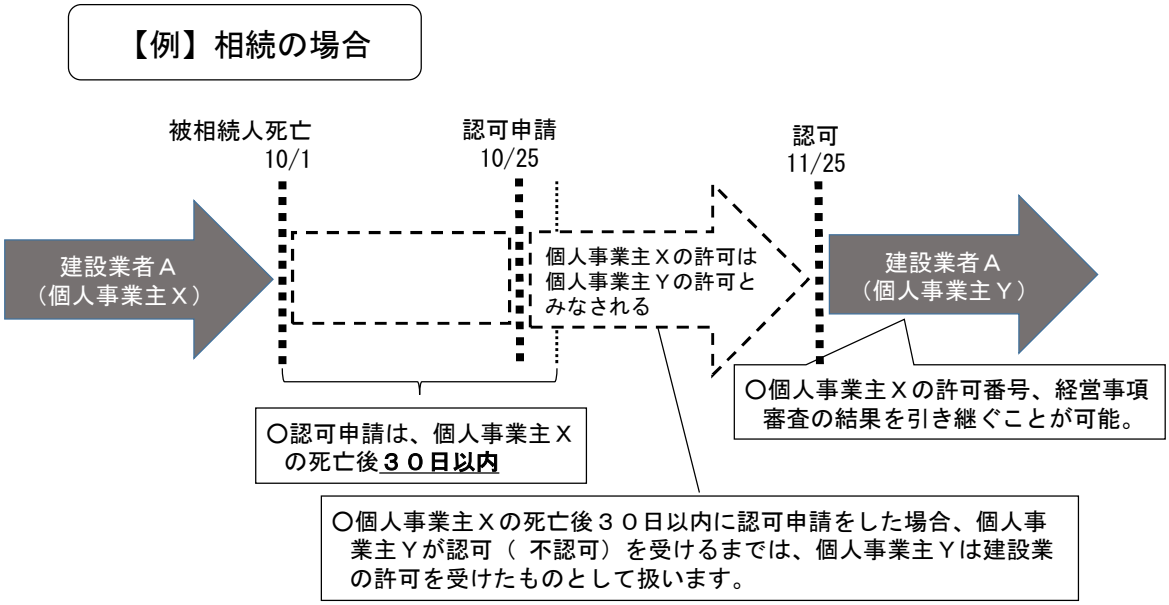

● 奈良県知事による認可の対象

死亡した個人事業主（被相続人）が、奈良県知事から建設業許可を受けており、相続人が以下のどちらかに該当する場合は、奈良県で申請手続を行ってください。

① 相続人が奈良県知事から許可を受けている。

② 相続人が奈良県知事から許可を受けておらず、建設業を営む営業所が奈良県内のみである。

これらに該当しない場合は、国土交通大臣認可になりますので、国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課にお問い合わせ下さい。

● 認可要件

① 被相続人が建設業許可を有していること
被相続人が建設業許可を有していない場合、建設業の相続はできません。

② 個人事業主（被相続人）の死亡後３０日以内に認可の申請を行うこと

③ 被相続人が許可を受けている全ての業種を相続すること
被相続人が許可を受けている建設業許可の全ての業種を相続しなければなりません。（被相続人が許可を受けている一部の業種のみの相続は、できません。

④ 承継対象の建設業の業種について被相続人と相続人の許可区分（一般建設業・特定建設業）が異ならないこと
承継対象の建設業の業種について、被相続人と相続人の許可区分が異なる場合、相続人が認可申請前に当該業種の廃業届を提出する必要があります。

⑤ 相続人が相続する建設業の許可要件を満たしていること
相続人が相続した建設業について、建設業許可の要件を満たしている必要があります。

● 注意事項

・ 相続人が認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなします。

・ 申請者以外に相続人が存在する場合、申請者が被相続人が許可を受けていた建設業の全部を相続することについて、申請者以外の全ての相続人が当該内容について同意し、氏名と住所の記載、押印した誓約書を提出する必要があります。

● 申請に必要な書類

以下の書類とＰ４９の認可申請に必要な書類一覧表を参考に用意してください。

- 戸籍謄本
- 被相続人の６年分の確定申告（事業主補佐をしていたことを専従者欄で確認するため）
- 「被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書」（申請者以外に相続人がいる場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書）

申請書様式については建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。

● 提出部数、申請手数料

Ｐ２９をご覧ください。申請手数料は不要です。

● 申請先

奈良県建設産業課　＜※事前に予約をしてください　Ｐ２９＞

- 奈良県の入札参加資格の相続については、建設産業課 公共工事契約管理係にお問い合わせください。（TEL：0742-27-7425）

Ⅶ 許可取得後の注意事項等

建設業の許可を受けた者は、請負代金の額に制限なく、請負契約を締結することができるようになります。こうしたメリットがある反面、許可業者として、建設業法に基づき様々な義務が課せられることになります。

(1)変更届、廃業届

建設業者は許可申請の内容に変更が生じた場合は建設業法第１１条等の規定に基づき変更届を、廃業する場合には建設業法第１２条の規定に基づき廃業届を提出しなければなりません。

提　出　先	管轄の土木事務所（Ｐ６５）（２部用意してください。）

※　変更届の一番上には、**変更届の表紙**を付けてください。変更届の表紙、変更届の様式については、建設産業課のホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。

●　変更等届出事項とその提出期限

届　出　事　項	提出期限	必　要　書　類
【経営業務の管理責任者】 常勤役員等（経営業務の管理責任者）を欠いたとき	２週間以内	①届出書（様式第２２号の３）
常勤役員等（経営業務の管理責任者）に変更があったとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第７号） ③常勤役員等の略歴書（別紙） ④常勤役員等の要件確認書類及び常勤確認書類(P13～P17参照) ⑤商業登記に関する登記事項証明書（法人のみ） ※　個人の場合でも支配人を選任した場合は個人商人の支配人に関する登記事項証明書が必要であり、同時に令3条の使用人にかかる届出も必要です。
常勤役員等（経営業務の管理責任者）（婚姻等で）氏名を変更したとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第７号） ②　戸籍抄本又は住民票の抄本
【 営業所技術者等 】 営業所技術者等の要件を満たす者を欠いたとき	２週間以内	届出書（様式第２２号の３）
営業所技術者等に変更があったとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②営業所技術者等証明書（様式第８号） ※　第８号は、追加と削除の２枚必要になることがあります。 ③営業所技術者等の要件確認書類及び常勤確認書類（P19～P21参照）
営業所技術者等が（婚姻等で）氏名を変更したとき		①　変更届出書（様式第２２号の２） ②　営業所技術者等証明書（様式第８号） ③　戸籍抄本又は住民票の抄本
解体工事業の経過措置期間終了までに営業所技術者等の変更が必要なとき （例：１C→１３） ※P64 参照		①変更届出書（様式第２２号の２） ②営業所技術者等証明書（様式第８号） ③要件を満たした内容の書類（Ⅰ又はⅡ） Ⅰ解体工事の実務経験を１年以上積む場合 →　P19「Ａ一般建設業の許可を申請する場合、建設業法第７条第２号ロ該当（実務経験１０年以上）」にあたる①～③ Ⅱ登録解体工事講習を受講する場合 →　資格者証及び登録解体工事講習受講修了証

【 令３条に規定する使用人 】 令３条に規定する使用人（支配人、支店長、営業所長等）に変更があったとき	２週間以内	①変更届出書（様式第２２号の２） ②令３条に規定する使用人一覧表（様式第１１号） ③誓約書（様式第６号） ④住所・生年月日に関する調書（様式第１２号又は第１３号） ⑤登記されていないことの証明書（P23 参照） ⑥身分証明書（P23 参照） ⑦個人商人の支配人に関する登記事項証明書（個人の場合で支配人の変更の場合のみ添付、同時に経営業務管理責任者の変更に係る届出も必要） ⑧常勤確認書類（P13～P17 参照） ※　当該法人において既に役員として届出されている方が就任される場合（取締役が令３条の使用人を兼ねる場合など）については①③④は不要です。 ※　退任される方にかかる③～⑥は不要です。
【健康保険の加入状況】 健康保険等の加入状況に変更が生じたとき（変更が従業員数のみである場合は除く）	２週間以内	①届出書（様式第２２号の２） ②健康保険等の加入状況（様式第７号の３）及び確認書類（P24 参照）
【 欠 格 要 件 】 欠格要件（P11～P12）に該当したとき	２週間以内	①届出書（様式第２２号の３）
【 廃 業 等 】 ・個人事業主が死亡したとき（相続人が届出） ・法人が破産手続開始の決定により消滅したとき（破産管財人が届出） ・法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき（清算人が届出） ・許可を受けた建設業を廃止したとき	３０日以内	①廃業届（様式第２２号の４） ※　「一部業種の廃業」をした場合には、必然的に営業所技術者等の担当業種の変更（様式第８号）又は営業所技術者等の削除の届出（様式第２２号の３）も必要となります。 ※　従たる営業所がある場合において、営業所において営業しようとする建設業が変更となる場合には、変更届出書（様式第２２号の２）の届出が必要となります。
【 事業者の基本情報 】 商号、名称を変更したとき	３０日以内	①変更届出書（様式第２２号の２） ②商業登記に関する登記事項証明書（法人のみ）
営業所の所在地・電話番号・郵便番号を変更したとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②商業登記に関する登記事項証明書（法人のみ） ③営業所の要件の確認書類（P23 参照） ※　電話番号のみを変更した場合は、②～③は不要です。
資本金額（出資総額）に変更があったとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②商業登記に関する登記事項証明書 ③株主（出資者）調書　（様式第１４号）
法人の役員等、個人の事業主及び支配人が（婚姻等で）氏名を変更したとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②戸籍抄本又は住民票の抄本（個人事業主） ③役員等の一覧表（様式第１号別紙１） ④商業登記に関する登記事項証明書（法人） ※　個人の場合で支配人の氏名変更の場合は個人商人の支配人に関する登記事項証明書及び令３条に規定する使用人一覧表（様式第１１号）
法人の役員等に変更があったとき		**【必ず必要な書類】** ①変更届出書（様式第２２号の２） ②役員等の一覧表（様式第１号別紙１）

	３０日以内	**【以下は変更内容に応じて必要な書類】** ＜役員等の新任の場合＞ ③商業登記に関する登記事項証明書（変更がある場合） ④誓約書（様式第６号） ⑤住所・生年月日に関する調書（様式第１２号） ⑥登記されていないことの証明書（P23 参照） ⑦市町村の長の証明書（P23 参照） ※ ⑥～⑦は「顧問・相談役」「単なる１００分の５以上の株主・出資者」の場合は不要 ※ 「単なる１００分の５以上の株主・出資者」にかかる変更の場合は上記の他、⑧株主（出資者）調書（様式第１４号）を提出してください。 ＜役職変更※の場合＞ ③商業登記に関する登記事項証明書（変更がある場合） ※ 取締役から代表取締役への変更、代表取締役の追加などが該当します。 ⑤住所・生年月日に関する調書（様式第１２号） ＜退任の場合＞ ③商業登記に関する登記事項証明書（変更がある場合） ※ 退任者が経営業務管理責任者又は営業所技術者等の場合はそれらに係わる変更届を同時に提出する必要があります。
従たる営業所の新設を行ったとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②商業登記に関する登記事項証明書（法人のみ・変更がある場合のみ） ③誓約書（様式第６号） ④令３条に規定する使用人一覧表（様式第１１号） ⑤住所・生年月日に関する調書（様式第１２号又は第１３号） ⑥登記されていないことの証明書（P23 参照） ⑦身分証明書（P23 参照） ⑧営業所技術者等証明書（様式第８号） ⑨営業所技術者等の資格確認書類及び常勤確認書類（P19～P21 参照） ⑩営業所の要件の確認書類（P23 参照）
従たる営業所の業種の変更（追加）を行ったとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②営業所技術者等証明書（様式第８号） ③営業所技術者等の資格確認書類及び常勤確認書類（P19～P21 参照）
従たる営業所を廃止したとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②令３条に規定する使用人一覧表（様式第１１号） ③届出書（様式第２２号の３）
従たる営業所の業種を一部廃止したとき		①変更届出書（様式第２２号の２） ②営業所技術者等証明書（様式第８号）
【 決 算 報 告 】 **（決算変更届）** 事業年度を経過したとき	事業年度経過後４月以内	①変更届出書（建設業許可事務ガイドライン別紙８） ②工事経歴書（様式第２号） ③直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第３号） ④財務諸表（法人の場合） 貸借対照表（様式第１５号） 損益計算書・完成工事原価報告書（様式第１６号） 株主資本等変動計算書（様式第１７号） 注記表（様式第１７号の２） 事業報告書（任意様式） ※ 事業報告書は株式会社のみ必要 附属明細書（様式第１７号の３） ※ 附属明細書は資本金が 1 億円超、又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である株式会社のみ必要

		⑤財務諸表（個人の場合） 貸借対照表（様式第１８号） 損益計算書（様式第１９号） ⑥納税証明書（個人事業税又は法人事業税） 【個人】前年に開業し、納税証明書が発行されない場合は、開廃業等の届出書 ＜以下は変更があった場合にのみ提出が必要＞ ⑦使用人数を記載した書面（様式第４号） ⑧令３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号） ⑨健康保険等の加入状況（様式第７号の３） （人数に変更があったときのみ） ⑩定款（任意様式）

(2)許可証明書の申請について

建設業許可通知書は、再発行することができません。また、商号名称や代表者氏名等の変更があった場合でも、その都度、改めて建設業許可通知書は発行されません。

そのため、建設業許可通知書を紛失した場合や、建設業許可の内容について証明・確認が必要な場合等には、建設業許可証明（確認）書の発行を申請することができます。

＜申請方法＞

申請書に必要事項を記載し、下記の手数料分の奈良県収入証紙を貼付の上、建設産業課へ持参又は**切手を貼付した返信用封筒**を同封して郵送で申請してください。

申請書様式については、建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）からダウンロードできます。建設産業課において配付も行っています。

＜申請手数料＞

１通につき５００円（奈良県収入証紙を申請書に貼付）

＜申請先＞

奈良県建設産業課（※土木事務所では発行できません）

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地　奈良県庁分庁舎６階

(3)閲覧制度について（建設業法第13条）

建設業の許可を受けられた方の申請書類や届出書類は建設業法第１３条により公衆の閲覧に供せられます。奈良県では、奈良県庁本庁舎１階に閲覧室（建設産業課分室）を設けています。

＜閲覧日、閲覧時間＞

平日　　９時３０分～１２時００分

　　１３時００分～１６時００分

毎月第２・第４金曜日は閲覧室を使用できません。

土、日、祝日等の閉庁日及び１月４日、１２月２８日も閲覧できません。

※　なお、臨時に休業又は閲覧時間を変更することがあります。その際はあらかじめ建設産業課ホームページ（www.pref.nara.jp/4143.htm）でお知らせします。

＜閲覧できる書類＞

現在有効な許可を有する奈良県知事許可の建設業者が提出した許可申請書・変更届出書及び、監督処分簿等。

＜注意事項＞

- 書類の持ち出しはできません。
- 閲覧室内での携帯電話の使用、パソコン等の使用はご遠慮ください。
- その他、職員の指示に従わない場合には閲覧を停止又は禁止することがあります。

(4)標識の掲示義務 (建設業法第40条)

許可業者としての営業の形態を記載した標識を、その店舗（営業所）及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に掲げなければなりません。下記を参考に作成し、掲げてください。

建設業法で定められた工事現場に掲げる標識【現場用】

<table>
<tr><td colspan="5">建設業の許可票</td></tr>
<tr><td colspan="3">商号又は名称</td><td colspan="2">奈良県建設(株)</td></tr>
<tr><td colspan="3">代表者の氏名</td><td colspan="2">代表取締役　奈良　太郎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主任技術者の氏名</td><td>専任の有無</td><td colspan="3">奈良　次郎</td><td>無</td></tr>
<tr><td>資格名</td><td>資格者証交付番号</td><td colspan="2">2級土木施工管理技士</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般建設業又は特定建設業の別</td><td colspan="2">特定建設業</td></tr>
<tr><td colspan="3">許可を受けた建設業</td><td colspan="2">土木工事業</td></tr>
<tr><td colspan="3">許 可 番 号</td><td colspan="2">奈良県知事許可(特-2)第999999号</td></tr>
<tr><td colspan="3">許 可 年 月 日</td><td colspan="2">令和2年10月1日</td></tr>
</table>

1「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の指名を記載すること。
2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書きに該当する場合には「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
3「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

〇縦25cm、横35cm以上の大きさが必要です。
〇標識の材質については、特に定めはありません。
〇看板制作業者と県は、一切関わりがありません。

建設業法で定められた営業所に掲げる標識【店舗用】

<table>
<tr><td colspan="4">建設業の許可票</td></tr>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="3">奈良県建設(株)</td></tr>
<tr><td>代表者の氏名</td><td colspan="3">代表取締役　奈良　太郎</td></tr>
<tr><td>一般建設業又は特定建設業の別</td><td>許可を受けた建設業</td><td>許可番号</td><td>許可年月日</td></tr>
<tr><td>特定建設業</td><td>土木工事業</td><td>奈良県知事許可(特-2)第999999号</td><td>令和2年10月1日</td></tr>
<tr><td>一般建設業</td><td>建築工事業</td><td>奈良県知事許可(特-2)第999999号</td><td>令和2年10月1日</td></tr>
<tr><td>この店舗で営業している建設業</td><td colspan="3">土木工事業、建築工事業</td></tr>
</table>

〇縦35cm、横40cm以上の大きさが必要です。
〇標識の材質については、特に定めはありません。
〇看板制作業者と県は、一切関わりがありません。

（5）工事現場への技術者の配置（建設業法第26条第1項、第2項、第3項）

適正な工事の施工を確保するため、建設工事を施工する場合には、元請、下請にかかわらず、工事現場における工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。

また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、特定建設業許可が必要になるとともに、監理技術者を配置しなければなりません。

主任技術者又は監理技術者は、その建設工事の業種について営業所技術者等になることができる資格及び経験（Ｐ９参照）を有する必要があります。

さらに、請負代金の額が 4,500 万円（建築一式の場合は、9,000 万円）以上の公共性のある工作物の工事（個人住宅を除くほとんどの工事）の場合、原則として主任技術者又は監理技術者は、その工事現場ごとに専任でなければなりません。このような工事には、一定の要件を満たす場合を除き、工期が重なる他の工事の配置技術者や、営業所技術者等を配置することはできません。

（6）一括下請負の禁止（建設業法第22条）

一括下請負を行うことは、原則禁止されています。

一括下請負とは、自らが請け負った工事を、他人に、一括して請け負わせることをいいます。

（7）適正な契約締結義務（建設業法第19条、第19条の3、第19条の4）

建設業者として、適正な契約を締結することが義務づけられており、そのために、様々な規定があります。
義務づけられている項目としては、以下のようなものがあります。

- ○ 着工前に書面により請負契約を締結すること
- ○ 請負契約書には、一定の事項を記載すること
- ○ 工事原価に満たない価額で、下請負人に、下請契約の締結を強制しないこと

（8）帳簿等の備えつけ（建設業法第40条の3）

営業所ごとに、その営業所において締結した請負契約の内容を記載した帳簿等を備えつけなければなりません。帳簿については、５年間（発注者から直接請け負った、新築住宅に係る請負契約については１０年間）の保存が義務づけられています。

また、発注者から直接請け負った契約については、下記の書類を１０年間保存しなければなりません。

1. 完成図（工事目的物の完成時の状況を表した図）
2. 発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって、当事者間で相互に交付されたもの）
3. 施工体系図（作成が義務づけられている場合に限る）

（9）特定建設業許可業者に関する義務（建設業法第24条の6、第24条の7）

特定建設業者は、一定の工事について、施工体制台帳及び施工体系図の作成が義務づけられています。

また、下請業者の指導を行うことが求められます。

(10)監督処分

建設業者が、建設業法により課せられた義務を履行しない場合や同法の規定に違反した場合等には、許可行政庁等による指導や監督処分が行われます。

どのような監督処分等を行うかは、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して決定します。監督処分の具体的な基準は、「奈良県における建設業者等の不正行為に対する監督処分の基準」に定められています。

＜監督処分等の種類＞

○ 勧告（建設業法第４１条）

「勧告」とは、行政庁が建設業者に対して行う、より適正な行動を促すための指導や助言です。勧告は、原則として、指示処分等の行政命令とは異なり、相手方に拘束を加える行政処分ではありません。しかし、建設業法では、勧告に従わない場合において、かつ、必要があると認めるときは、指示処分の対象になり得るとされています。

○ 指示処分（建設業法第２８条第１項、第４項）

「指示処分」とは、建設業者の法令違反又は不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を許可行政庁等が命令するものです。指示処分は、拘束力を有する行政命令です。

○ 営業停止処分（建設業法第２８条第３項、第５項）

「営業停止処分」とは、建設業者に対し、１年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令です。営業停止処分は、建設業者の行為の内容等から判断して、指示処分では十分でない場合や建設業者が指示処分に従わない場合等に行われます。

○ 許可取消処分（建設業法第２９条、第２９条の２）

「許可取消処分」とは、建設業者が有する建設業の許可を取り消すことをいいます。許可取消処分は、建設業者が許可要件を満たさなくなった場合、重大な不正行為を行った場合等に行われます。

＜監督処分結果の公表＞

指示処分、営業停止処分、許可取消処分については、下記ＵＲＬで公表しています。

https://www.mlit.go.jp/nega-inf/

＜監督処分簿の閲覧＞

奈良県では、奈良県庁本庁舎１階の閲覧室（建設産業課分室）において、監督処分簿の閲覧を行っています。

(11)その他遵守事項等

★ 記載内容の詳細や、ここに記載している以外の遵守事項については、下記の法令等を参考にしてください。

関係法令等

○ 建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）
○ 建設業法施行令（昭和３１年８月２９日政令第２７３号）
○ 建設業法施行規則（昭和２４年７月２８日建設省令第１４号）

その他参考資料

○ 建設業許可事務ガイドライン
○ 監理技術者制度運用マニュアル
○ 奈良県における建設業者等の不正行為に対する監督処分の基準

許可申請に必要な書類一覧（法人）

様式番号	書類の名称	手引き参考ページ	申請区分								摘要
			新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規＋業種追加	般特新規＋更新	業種追加＋更新	般特新規＋業追＋更新	●＝必要 ○＝省略可能 △＝変更がなければ省略可能 ◇＝更新申請をする建設業に関しては省略可能 －＝不要
	表紙		●	●	●		●	●		●		
第１号	建設業許可申請書		●	●	●		●	●		●		
別紙１	役員等の一覧表		●	●	●		●	●		●		
別紙２(1)	営業所一覧表（新規許可等）		●	●	●		－	●		●		
別紙２(2)	営業所一覧表（更新）		－	－	－		●	－		●		
別紙３	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	Ｐ３１	●	●	●		●	●		●		奈良県証紙を貼付 許可番号・商号・代表者名等を記載する
別紙４	営業所技術者等一覧表		●	●	●		●	●		●		
第２号	工事経歴書		●	●	●		○	●		◇		実績がなくとも添付
第３号	直前３年の各事業年度における工事施工金額		●	●	●		○	●		●		実績がなくとも添付
第４号	使用人数		●	●	●		○	●		●		
第６号	誓約書		●	●	●		●	●		●		
－	登記されていないことの証明書	Ｐ２４	●	●	●		●	●		●		下段（注1）を参考
－	身分証明書	Ｐ２４	●	●	●		●	●		●		
第７号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書		●	●	●		●	●		●		
別紙１	常勤役員等の略歴書		●	●	●		●	●		●		
別紙２	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		●	●	●		●	●		●		該当者（P8）がいる場合に添付
第７号の３	健康保険等の加入状況		●	●	●		●	●		●		
－	経営業務管理責任者の経験の確認書類	Ｐ１４～Ｐ１６	●	●	△		－	△		△		※△について、補佐経験で経管者となった者が業種追加を行う場合など、経験確認書類が必要となる場合があります。
第８号	営業所技術者等証明書（新規・変更）		●	●	●		－	●		●		
－	技術者の資格を証する書類（合格証明書等）	Ｐ２０～Ｐ２２	●	●	●		○	●		◇		該当するものについて必要
第９号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書等を添付）											
－	実務経験を確認できる書類											
第10号	指導監督的実務経験証明書											
－	指導監督的実務経験を確認できる書類											
第11号	建設業法施行令３条に規定する使用人の一覧表		●	●	●		●	●		●		該当者（P12）がいる場合に添付
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所・生年月日に関する調書		●	●	●		●	●		●		該当者がいる場合に添付 第７号別紙１に記載した者については作成不要
第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所・生年月日に関する調書		●	●	●		●	●		●		該当者（P12）がいる場合に添付
第14号	株主（出資者）調書		●	●	○		△	○		△		
第15号	貸借対照表		●	●	○		○	○		○		
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書		●	●	○		○	○		○		
第17号	株主資本等変動計算書		●	●	○		○	○		○		
第17号の２	注記表		●	●	○		○	○		○		
第17号の３	附属明細表		●	●	○		○	○		○		下段（注2）を参考
－	商業登記に関する登記事項証明書	Ｐ２８	●	●	△		△	△		△		
－	定款	Ｐ２８	●	●	△		△	△		△		
第20号	営業の沿革		●	●	○		●	○		●		
第20号の２	所属建設業者団体		●	●	○		△	○		△		
－	納税証明書（法人事業税）	Ｐ２８	●	●	○		○	○		○		下段（注3）を参考
第20号の３	主要取引金融機関名		●	●	○		△	○		△		
－	健康保険等の加入状況を確認できる書類	Ｐ２５	●	●	●		●	●		●		
－	営業所の要件を確認できる書類	Ｐ２４	●	●	－		－	－		－		
－	常勤性の確認書類（経営業務管理責任者・営業所技術者等）	Ｐ１７～Ｐ１９	●	●	●		●	●		●		
－	財産的要件を確認できる書類	Ｐ２３	手引きＰ２３を参考									

（注１） 登記されていない証明書は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書の代用が可能です。

（注２） 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下の①②いずれかに該当する者が提出。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。①資本金の額が1億円超であるもの、②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの。

（注３） 法人事業税の納税証明書を添付。
※ 申請者が新規に事業を開始する場合、法人の場合は法人設立等申告書を添付
（県税事務所又は自動車税事務所受付印のあるもの）。
また、他都道府県から事業所を移転した場合は、異動届を添付
（県税事務所又は自動車税事務所受付印のあるもの）。

許可申請に必要な書類一覧（個人）

様式番号	書類の名称	手引き参考ページ	申請区分								摘要
			新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規＋業種追加	般特新規＋更新	業種追加＋更新	般特新規＋業追＋更新	●＝必要 ○＝省略可能 △＝変更がなければ省略可能 ◇＝更新申請をする建設業に関しては省略可能 －＝不要
	表紙		●	●	●		●	●		●		
第１号	建設業許可申請書		●	●	●		●	●		●		
別紙２(1)	営業所一覧表（新規許可等）		●	●	●		－	●		●		
別紙２(2)	営業所一覧表（更新）		－	－	－		●	－		●		
別紙３	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	Ｐ３０	●	●	●		●	●		●		奈良県証紙を貼付 許可番号・商号・代表者名等を記載する
別紙４	営業所技術者等一覧表		●	●	●		●	●		●		
第２号	工事経歴書		●	●	●		○	●		◇		実績がなくとも添付
第３号	直前３年の各事業年度における工事施工金額		●	●	●		○	●		●		実績がなくとも添付
第４号	使用人数		●	●	●		○	●		●		
第６号	誓約書		●	●	●		●	●		●		
－	登記されていないことの証明書	Ｐ２４	●	●	●		●	●		●		下段（注１）を参考
－	身分証明書	Ｐ２４	●	●	●		●	●		●		
第７号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書		●	●	●		●	●		●		
別紙１	常勤役員等の略歴書		●	●	●		●	●		●		
別紙２	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		●	●	●		●	●		●		該当者（P8）がいる場合に添付
第７号の３	健康保険等の加入状況		●	●	●		●	●		●		
－	経営業務管理責任者の経験の確認書類	Ｐ１４～Ｐ１６	●	●	△		－	△		△		※△について、補佐経験で経管者となった者が業種追加を行う場合など、経験確認書類が必要となる場合があります。
第８号	営業所技術者等証明書（新規・変更）		●	●	●		－	●		●		
－	技術者の資格を証する書類（合格証明書等）	Ｐ２０～Ｐ２２	●	●	●		○	●		◇		該当するものについて必要
第９号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書等を添付）											
－	実務経験を確認できる書類											
第10号	指導監督的実務経験証明書											
－	指導監督的実務経験を確認できる書類											
第11号	建設業法施行令３条に規定する使用人の一覧表		●	●	●		●	●		●		該当者（P12）がいる場合に添付
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所・生年月日に関する調書		●	●	●		●	●		●		該当者がいる場合に添付 第７号別紙１に記載した者については作成不要
第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所・生年月日に関する調書		●	●	●		●	●		●		該当者（P12）がいる場合に添付
第18号	貸借対照表		●	●	○		○	○		○		
第19号	損益計算書		●	●	○		○	○		○		
－	商業登記に関する登記事項証明書		●	●	△		△	△		△		支配人を選任した場合のみ添付
第20号	営業の沿革		●	●	○		●	○		●		
第20号の２	所属建設業者団体		●	●	○		△	○		△		
－	納税証明書（個人事業税）	Ｐ２８	●	●	○		○	○		○		下段（注２）を参考
第20号の３	主要取引金融機関名		●	●	○		△	○		△		
－	健康保険等の加入状況を確認できる書類	Ｐ２５	●	●	●		●	●		●		
－	営業所の要件を確認できる書類	Ｐ２４	●	●	－		－	－		－		
－	常勤性の確認書類（経営業務管理責任者・営業所技術者等）	Ｐ１７～Ｐ１９	●	●	●		●	●		●		
－	財産的要件を確認できる書類	Ｐ２３	手引きＰ２３を参考									

（注１） 登記されていない証明書については、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書の代用が可能です。

（注２） 個人事業税の納税証明書を添付。
※ 申請者が新規に事業を開始する場合、事業開始届を添付（県税事務所又は自動車税事務所受付印のあるもの）。

認可申請に必要な書類一覧（事業承継、相続）

様式番号	書類の名称	申請区分				摘要
		譲渡・譲受け	合併	分割	相続	●＝必要 －＝不要 ▲＝承継人、又は相続人が建設業許可を有している場合は、省略可能 △＝該当する場合、提出 ■＝承継人、又は相続人が建設業許可を有しており、内容に変更が無い場合は、省略可能
（譲渡及び譲受け）第22号の５ （合併）第22号の７ （分割）第22号の８ （相続）第22号の10	認可申請書	●	●	●	●	
（譲渡及び譲受け）第22号の５ 別紙１ （合併）第22号の７ 別紙１ （分割）第22号の８ 別紙１	役員等の一覧表	●	●	●	－	第22号の５　別紙１については、新規等申請にかかる別紙１に記載して差し支えない。
（譲渡及び譲受け）第22号の５ 別紙２ （合併）第22号の７ 別紙２ （分割）第22号の８ 別紙２	営業所一覧表	●	●	●	－	第22号の５　別紙２については、新規等申請にかかる別紙２に記載して差し支えない。
（相続）第22号の10 別紙１	営業所一覧表	－	－	－	●	新規等申請に係る別紙２に記載して差し支えない。
（譲渡及び譲受け）第22号の５ 別紙３ （合併）第22号の７ 別紙３ （分割）第22号の８ 別紙３	営業所技術者等一覧表	●	●	●	－	第22号の５　別紙３については、新規等申請にかかる別紙４に記載して差し支えない。
（相続）第22号の10 別紙２	営業所技術者等一覧表	－	－	－	△	
第22号の６	誓約書	●	●	●	－	
第22号の９	届出書	△	△	△	ー	
第22号の11	誓約書	－	－	－	●	
第22号の12	届出書	－	－	－	△	
第２号	工事経歴書	▲	▲	▲	▲	実績がなくとも添付
第３号	直前３年の各事業年度における工事施工金額	▲	▲	▲	▲	実績がなくとも添付
第４号	使用人数	●	●	●	●	
第６号	誓約書	●	●	●	●	
－	登記されていないことの証明書	■	■	■	●	
－	身分証明書	■	■	■	●	
第７号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	■	■	■	■	
別紙１	常勤役員等の略歴書	■	■	■	■	
別紙２	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	■	■	■	■	該当しなければ省略可能
第７号の３	健康保険等の加入状況	●	●	●	●	
－	経営業務管理責任者の経験の確認書類	●	●	●	●	
第８号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	■	■	■	■	
－	技術者の資格を証する書類（合格証明書等）	■	■	■	■	該当しなければ省略可能
第９号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書等を添付）	■	■	■	■	該当しなければ省略可能
－	実務経験を確認できる書類	■	■	■	■	該当しなければ省略可能
第10号	指導監督的実務経験証明書	■	■	■	■	該当しなければ省略可能
－	指導監督的実務経験を確認できる書類	■	■	■	■	該当しなければ省略可能
第11号	建設業法施行令３条に規定する使用人の一覧表	●	●	●	●	該当しなければ省略可能
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所・生年月日に関する調書	●	●	●	●	第７号別紙１に記載した者については作成不要 該当しなければ省略可能
第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所・生年月日に関する調書	■	■	■	■	該当しなければ省略可能
第14号	株主（出資者）調書	▲	▲	▲	－	該当がなくとも添付。個人業者は省略可能
第15号	貸借対照表	▲	▲	▲	－	実績がなくとも添付。個人業者は省略可能
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	▲	▲	▲	－	実績がなくとも添付。個人業者は省略可能
第17号	株主資本等変動計算書	▲	▲	▲	－	実績がなくとも添付。個人業者は省略可能
第17号の２	注記表	▲	▲	▲	－	実績がなくとも添付。個人業者は省略可能
第17号の３	附属明細表	▲	▲	▲	－	実績がなくとも添付。個人業者は省略可能
－	商業登記に関する登記事項証明書	■	■	■	－	実績がなくとも添付。個人業者は省略可能
－	定款	■	■	■	－	実績がなくとも添付。個人業者は省略可能
第18号	貸借対照表	●	●	■	■	実績がなくとも添付。法人は省略可能
第19号	損益計算書	●	●	■	■	実績がなくとも添付。法人は省略可能
第20号	営業の沿革	●	●	●	●	
第20号の２	所属建設業者団体	■	■	■	■	該当がなくとも添付
－	納税証明書（個人・法人事業税）	▲	▲	▲	▲	
第20号の３	主要取引金融機関名	■	■	■	■	該当がなくとも添付
－	健康保険等の加入状況を確認できる書類	●	●	●	●	
－	営業所の要件を確認できる書類	■	■	■	■	
－	常勤性の確認書類（経管者・営業所技術者等）	●	●	●	●	
－	財産的要件を確認できる書類	▲	▲	▲	▲	

※譲渡・譲受申請には、譲渡契約書と法人の場合には株主総会の決議録が必要になります。Ｐ３７～Ｐ３８
　これらは写しでも認められます。
※相続の申請では、相続人同意書と戸籍謄本が必要になります。Ｐ４０
　これらは写しでも認められます。

●建設工事の種類（内容と例示）

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④ コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロツク工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事	しゆんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液 又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

●指 定 学 科

許可を受けようとする業種	学　　科
土木一式工事 舗装工事	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築一式工事 大工工事 ガラス工事 内装仕上工事	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事 とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 石工事 屋根工事 ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事 塗装工事 解体工事	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事 電気通信工事	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事 水道施設工事 清掃施設工事	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事 鉄筋工事	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゆんせつ工事	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事 消防施設工事	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事	建築学又は機械工学に関する学科

●複数業種に係る一定期間以上の実務経験について

（建設業法施行規則第７条の３）

下表のとおり、営業所技術者等となろうとする業種について８年以上の実務経験があり、その他の業種と併せて１２年以上の実務経験を有していれば、営業所技術者等となることができる場合があります。

許可を受けようとする業種	実　務　経　験
大工工事	①建築一式工事及び大工工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事について８年を超える実務経験を有する者 ②大工工事及び内装仕上工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事について８年を超える実務経験を有する者
とび・土工・コンクリート工事	①土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事について８年を超える実務経験を有する者 ②とび・土工・コンクリート工事及び解体工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事について８年を超える実務経験を有する者
屋根工事	①建築一式工事及び屋根工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事について８年を超える実務経験を有する者
しゆんせつ工事	①土木一式工事及びしゆんせつ工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、しゆんせつ工事について８年を超える実務経験を有する者
ガラス工事	①建築一式工事及びガラス工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事について８年を超える実務経験を有する者
防水工事	①建築一式工事及び防水工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事について８年を超える実務経験を有する者
内装仕上工事	①建築一式工事及び内装仕上工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事について８年を超える実務経験を有する者 ②大工工事及び内装仕上工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事について８年を超える実務経験を有する者
熱絶縁工事	①建築一式工事及び熱絶縁工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事について８年を超える実務経験を有する者
水道施設工事	①土木一式工事及び水道施設工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事について８年を超える実務経験を有する者
解体工事	①土木一式工事及び解体工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事について８年を超える実務経験を有する者 ②建築一式工事及び解体工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事について８年を超える実務経験を有する者 ③とび・土工・コンクリート工事及び解体工事について１２年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事について８年を超える実務経験を有する者

※　例えば、土木一式工事ととび・土工・コンクリート工事の両方の業種について、実務経験があることでもって営業所技術者等になろうとする場合、本来ならばそれぞれ１０年間、合計で２０年間の実務経験が必要であるところを、土木一式工事１０年、とび・土工・コンクリート工事８年の合計１８年の実務経験で、それぞれの業種の営業所技術者等になることができる、という取扱いです。

●定款及び商業登記の「目的」欄の記載範囲の目安について

定款及び商業登記の「目的」欄には、申請する業種の名称や具体的な建設工事を記載する必要があります。以下の語句が目的欄に記載されていれば、下記〇印の申請業種の名称として記載があるものとみなします。

建設工事の種類	建設業又は 土木建築工事	土木工事	建築工事	設備工事
土木一式工事	〇	〇		
建築一式工事	〇		〇	
大工工事	〇		〇	
左官工事	〇		〇	
とび・土工・コンクリート工事	〇	〇	〇	〇
石工事	〇	〇	〇	
屋根工事	〇		〇	
電気工事	〇	〇	〇	〇
管工事	〇	〇	〇	〇
タイル・れんが・ブロック工事	〇	〇	〇	
鋼構造物工事	〇	〇	〇	
鉄筋工事	〇	〇	〇	
舗装工事	〇	〇		
しゆんせつ工事	〇	〇		
板金工事	〇		〇	
ガラス工事	〇		〇	
塗装工事	〇	〇	〇	
防水工事	〇		〇	
内装仕上工事	〇		〇	
機械器具設置工事	〇	〇	〇	〇
熱絶縁工事	〇		〇	〇
電気通信工事	〇	〇	〇	〇
造園工事	〇	〇	〇	
さく井工事	〇	〇		〇
建具工事	〇		〇	
水道施設工事	〇	〇	〇	〇
消防施設工事	〇	〇	〇	〇
清掃施設工事	〇	〇	〇	
解体工事	〇	〇	〇	

各種コード表

● **知事／大臣コード**

奈良県知事コード	２９
国土交通大臣コード	００

● **奈良県市町村コード**

奈良市	29201	曽爾村	29385
大和高田市	29202	御杖村	29386
大和郡山市	29203	高取町	29401
天理市	29204	明日香村	29402
橿原市	29205	上牧町	29424
桜井市	29206	王寺町	29425
五條市	29207	広陵町	29426
御所市	29208	河合町	29427
生駒市	29209	吉野町	29441
香芝市	29210	大淀町	29442
葛城市	29211	下市町	29443
宇陀市	29212	黒滝村	29444
山添村	29322	天川村	29446
平群町	29342	野迫川村	29447
三郷町	29343	十津川村	29449
斑鳩町	29344	下北山村	29450
安堵町	29345	上北山村	29451
川西町	29361	川上村	29452
三宅町	29362	東吉野村	29453
田原本町	29363		

●有資格コード一覧（一般建設業用）

「1」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）　　「4」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「7」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）　　「７※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）　　「７○」････法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

	コード	有資格区分			建設業の種類																										
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	０１	法第７条第２号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	０２	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	１１	１級建設機械施工管理技士			7				7								7														
	１Ａ	１級建設機械施工管理技士（附則第４条該当）			7				7								7														
	１Ｆ	１級建設機械施工管理技士補																													
	１２	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）			7				7								7														
	１Ｂ	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）（附則第４条該当）			7				7								7														
	１Ｇ	２級建設機械施工管理技士補　（第１種～第６種）																													
	１３	１級土木施工管理技士＜注１＞			7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※			7※			7※		7		7※	7
	１Ｃ	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）			7				7	7					7		7	7			7									7			
	１Ｈ	１級土木施工管理技士補						7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
	１４	２級土木施工管理技士	種別	土木＜注１＞	7			7○	7	7	7○			7○	7	7○	7	7			7○	7○			7○			7○		7		7○	7
	１Ｄ	２級土木施工管理技士	種別	土木（附則第４条該当）	7				7	7					7		7	7												7			
	１Ｊ	２級土木施工管理技士補	種別	土木				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	１５	２級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	１Ｋ	２級土木施工管理技士補	種別	鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	１６	２級土木施工管理技士	種別	薬液注入				7○	7	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	１Ｅ	２級土木施工管理技士	種別	薬液注入（附則第４条該当）					7																								
	１Ｌ	２級土木施工管理技士補	種別	薬液注入				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	２０	１級建築施工管理技士				7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7※	7			7	7※	7※	7※	7
	２Ａ	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）				7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7		7				7				
	２Ｃ	１級建築施工管理技士補					7※	7※	7※	7※	7※			7※		7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※
	２１	２級建築施工管理技士	種別	建築＜注１＞		7	7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
	２２	２級建築施工管理技士	種別	躯体＜注１＞			7	7○	7	7○	7○			7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
	２Ｂ	２級建築施工管理技士	種別	躯体（附則第４条該当）			7		7					7	7	7																
	２３	２級建築施工管理技士	種別	仕上げ			7	7	7○	7	7			7		7○			7	7	7	7	7	7○	7				7	7○	7○	7○	7○
	２Ｄ	２級建築施工管理技士補					7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○
	２７	１級電気工事施工管理技士										7												7※						7※		
	２Ｅ	１級電気工事施工管理技士補																						7※						7※		
	２８	２級電気工事施工管理技士										7												7○						7○		
	２Ｆ	２級電気工事施工管理技士補																						7○						7○		
	２９	１級管工事施工管理技士											7			7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
	２Ｇ	１級管工事施工管理技士補														7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
	３０	２級管工事施工管理技士											7			7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
	３Ａ	２級管工事施工管理技士補														7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
	３１	１級電気通信工事施工管理技士																								7						
	３Ｂ	１級電気通信工事施工管理技士補																														
	３２	２級電気通信工事施工管理技士																								7						
	３Ｃ	２級電気通信工事施工管理技士補																														
	３３	１級造園施工管理技士						7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※		7	7※		7※		7※	7※
	３Ｄ	１級造園施工管理技士補						7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
	３４	２級造園施工管理技士						7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○		7	7○		7○		7○	7○
	３Ｅ	２級造園施工管理技士補						7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○

	コード	有資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	３７	１級建築士		7	7				7			7	7								7										
	３８	２級建築士		7	7				7			7									7										
	３９	木造建築士			7																									
技術士法	４１	建設 ・ 総合技術監理（建設）＜注２＞	7				7			7					7	7									7						7
	４Ａ	建設 ・ 総合技術監理（建設）（附則第４条該当）	7				7			7					7	7									7						
	４２	建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」 ）	7				7			7			7		7	7									7						7
	４Ｂ	建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」 ）（附則第４条該当）	7				7			7			7		7	7									7						
	４３	農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ）	7				7																								
	４Ｃ	農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ）（附則第４条該当）	7				7																								
	４４	電気電子 ・ 総合技術監理 （電気電子）								7														7							
	４５	機械 ・ 総合技術監理 （機械）																				7									
	４６	機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 （機械 「流体工学」又は「熱工学」）									7											7									
	４７	上下水道 ・ 総合技術監理 （上下水道）									7																	7			
	４８	上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 （上下水道 「上水道及び工業用水道」）									7															7		7			
	４９	水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」）	7				7									7															
	４Ｄ	水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」）（附則第４条該当）	7				7									7															
	５０	森林 「林業」 ・ 総合技術監理 （森林 「林業」）																						7							
	５１	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」）	7				7																	7							
	５Ａ	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」）（附則第４条該当）	7				7																	7							
	５２	衛生工学 ・ 総合技術監理 （衛生工学）									7																				
	５３	衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「水質管理」）									7																	7			
	５４	衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「廃棄物管理」）									7																	7		7	
※１	５５	第１種電気工事士								7																					
	５６	第２種電気工事士 【３年】								7																					
※２	５８	電気主任技術者 （第１種～第３種） 【５年】								7																					
※３	５９	電気通信主任技術者 【５年】																						7							
	３５	工事担任者＜注１１＞ 【３年】																						7							
※４	６５	給水装置工事主任技術者 【１年】									7																				
※５	６８	甲種 消防設備士																											7		
	６９	乙種 消防設備士																											7		
職業能力開発促進法 ※６	７１	建築大工			7																										
	６４	型枠施工			7		7																								
	６Ｂ	型枠施工（附則第４条該当）			7		7																								
	７２	左官				7																									
	５７	とび・とび工					7																								7
	５Ｂ	とび・とび工（附則第４条該当）					7																								
	７３	コンクリート圧送施工					7																								
	７Ａ	コンクリート圧送施工（附則第４条該当）					7																								
	６６	ウェルポイント施工					7																								
	６Ｃ	ウェルポイント施工（附則第４条該当）					7																								
	７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管									7																				
	７５	給排水衛生設備配管									7																				
	７６	配管＜注３＞・配管工									7																				
	７０	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7														
	７７	タイル張り・タイル張り工										7																			
	７８	築炉・築炉工・ れんが積み										7																			
	７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7				7																			

	コード	有資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※６	８０	石工・石材施工・石積み						7																						
	８１	鉄工＜注４＞・製罐											7																	
	８２	鉄筋組立て・鉄筋施工＜注５＞												7																
	８３	工場板金															7													
	８４	板金・建築板金・板金工＜注６＞							7								7													
	８５	板金・板金工・打出し板金															7													
	８６	かわらぶき・スレート施工							7																					
	８７	ガラス施工																7												
	８８	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7											
	８９	建築塗装・建築塗装工																	7											
	９０	金属塗装・金属塗装工																	7											
	９１	噴霧塗装																	7											
	６７	路面標示施工																	7											
	９２	畳製作 ・ 畳工																			7									
	９３	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			7									
	９４	熱絶縁施工																					7							
	９５	建具製作・建具工・木工＜注７＞・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7			
	９６	造園																							7					
	９７	防水施工																		7										
	９８	さく井																								7				
	６１	地すべり防止工事 【１年】					7																			7				
	６Ａ	地すべり防止工事（附則第４条該当） 【１年】					7																			7				
	４０	基礎ぐい工事＜注８＞					7																							
	６２	建築設備士 【１年】								7	7																			
	６３	計装 【１年】								7	7																			
	６０	解体工事＜注９＞																												7
	３６	種目＜注10＞ 登録電気工事基幹技能者								7														7						
		登録橋梁基幹技能者					7						7																	
		登録造園基幹技能者																							7					
		登録コンクリート圧送基幹技能者					7																							
		登録防水基幹技能者																		7										
		登録トンネル基幹技能者					7																							
		登録建設塗装基幹技能者																	7											
		登録左官基幹技能者				7																								
		登録機械土工基幹技能者					7																							
		登録海上起重基幹技能者													7															
		登録ＰＣ基幹技能者					7							7																
		登録鉄筋基幹技能者												7																
		登録圧接基幹技能者												7																
		登録型枠基幹技能者			7																									
		登録配管基幹技能者									7																			
		登録鳶・土工基幹技能者					7																							
		登録切断穿孔基幹技能者					7																							
		登録内装仕上工事基幹技能者																			7									
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7			
		登録エクステリア基幹技能者					7	7				7																		
		登録建築板金基幹技能者							7								7													

コード	有資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
３６	種目（注１０） 登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7											
	登録ダクト基幹技能者									7																				
	登録保温保冷基幹技能者																					7								
	登録グラウト基幹技能者					7																								
	登録冷凍空調基幹技能者									7																				
	登録運動施設基幹技能者					7								7										7						
	登録基礎工基幹技能者					7																								
	登録タイル張り基幹技能者										7																			
	登録標識・路面標示基幹技能者					7												7												
	登録消火設備基幹技能者																											7		
	登録建築大工基幹技能者			7																										
	登録硝子工事基幹技能者																7													
９９	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

※１　電気工事士法、※２　電気事業法、※３　電気通信事業法、※４　水道法、※５　消防法
※６　職業能力開発促進法「技能検定」
　　等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要します。ただし、平成16年4月1日以前の合格者は、合格後実務経験1年以上で足ります。

灰色で着色されているコード（アルファベットが含まれているコード）は、「解体工事業」の新設に伴って時限的につくられたコードで、令和3年3月31日まで有効です。
平成28年6月1日時点で、「とび・土工・コンクリート工事業」の主任技術者になれる者が該当します。

資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。
資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

＜注１＞　建設業法「技術検定」：
　解体工事業に関して、平成27年度までの合格者については、合格後、「解体工事に関する実務経験1年以上」又は「登録解体工事講習の受講」が必要です。
＜注２＞　技術士：
　解体工事業に関して、当面の間、合格後、「解体工事に関する実務経験1年以上」又は「登録解体工事講習の受講」が必要です。
＜注３＞　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、
　選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
＜注４＞　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
＜注５＞　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
＜注６＞　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。
　板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
＜注７＞　木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
＜注８＞　基礎ぐい工事：
　一般社団法人日本基礎建設協会と一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が平成27年度に行った「基礎施工士試験」の合格者も含まれます。
＜注９＞　解体工事：
　平成17年度までに実施された「解体工事施工技士資格試験」及び平成27年度までの「解体工事施工技士試験」の合格者も含まれます。
＜注10＞　基幹技能者（登録基幹技能者）：
　講習修了証に「建設業法第２６条第１項の主任技術者の要件を満たす者であると認められる」という内容の文言が記載されているものに限ります。
　このとき、「実務経験を有する建設業の種類」として記載されている業種について、専任技術者になることができます。
＜注11＞　工事担任者：
　電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和３年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第１級アナログ通信及び第１級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、３年以上の実務経験を有する者。

●有資格コード一覧（特定建設業用）

「２」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「３」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「５」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「６」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「８」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「９」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定７業種

	コード	資格区分			建設業の種類																											
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	０１	法第７条第２号　イ　該当					2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	０２	法第７条第２号　ロ　該当					5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	０３	法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）			3	3						3	3		3		3										3						
	０４	法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）					6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	１１	１級建設機械施工管理技士			9				9								9															
	１Ａ	１級建設機械施工管理技士（附則第４条該当）			9				9								9															
	１Ｆ	１級建設機械施工管理技士補																														
	１２	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）							8																							
	１Ｂ	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）（附則第４条該当）							8																							
	１Ｇ	２級建設機械施工管理技士補　（第１種～第６種）																														
	１３	１級土木施工管理技士＜注１＞			9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9			9	8※			8※			8※		9		8※	9
	１Ｃ	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）			9				9	9					9		9	9			9									9			
	１Ｈ	１級土木施工管理技士補						8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
	１４	２級土木施工管理技士	種別	土木＜注１＞				8○	8	8	8○			8○		8○		8			8○	8○			8○			8○		8		8○	8
	１Ｄ			土木（附則第４条該当）					8	8								8												8			
	１Ｊ	２級土木施工管理技士補		土木				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	１５	２級土木施工管理技士		鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	１Ｋ	２級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	１６	２級土木施工管理技士		薬液注入				8○	8	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	１Ｅ			薬液注入（附則第４条該当）					8																								
	１Ｌ	２級土木施工管理技士補		薬液注入				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	２０	１級建築施工管理技士				9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9				9	8※	8※	8※	9
	２Ｃ	１級建築施工管理技士補					8※	8※	8※	8※	8※			8※		8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※				8※	8※	8※	8※	8※
	２Ａ	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）				9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9		9				9				
	２１	２級建築施工管理技士	種別	建築＜注１＞			8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8
	２２			躯体＜注１＞			8	8○	8	8○	8○			8		8			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8
	２Ｂ			躯体（附則第４条該当）			8		8					8		8																	
	２３			仕　上　げ			8	8	8○	8	8			8		8○			8	8	8	8	8	8○	8				8	8○	8○	8○	8○
	２Ｄ	２級建築施工管理技士補					8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○
	２７	１級電気工事施工管理技士										9												8※						8※		
	２Ｅ	１級電気工事施工管理技士補																						8※						8※		
	２８	２級電気工事施工管理技士																						8○						8○		
	２Ｆ	２級電気工事施工管理技士補																						8○						8○		
	２９	１級管工事施工管理技士											9			8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	２Ｇ	１級管工事施工管理技士補														8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	

	コード	資格区分	建設業の種類																										
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法（技術検定）	３０	２級管工事施工管理技士												８○		８○	８○					８○	８○			８○	８○	８○	８○	８○	
	３Ａ	２級管工事施工管理技士補												８○		８○	８○					８○	８○			８○	８○	８○	８○	８○	
	３１	１級電気通信工事施工管理技士																						９							
	３Ｂ	１級電気通信工事施工管理技士補																													
	３２	２級電気通信工事施工管理技士																						８							
	３Ｃ	２級電気通信工事施工管理技士補																													
	３３	１級造園施工管理技士				８※	８※	８※	８※			８※		８※		８※			８※	８※			８※		９	８※		８※		８※	８※
	３Ｄ	１級造園施工管理技士補				８※	８※	８※	８※			８※		８※		８※			８※	８※			８※			８※		８※		８※	８※
	３４	２級造園施工管理技士				８○	８○	８○	８○			８○		８○		８○			８○	８○			８○			８○		８○		８○	８○
	３Ｅ	２級造園施工管理技士補				８○	８○	８○	８○			８○		８○		８○			８○	８○			８○			８○		８○		８○	８○
建築士法	３７	１級建築士		９	９				９			９	９								９									
	３８	２級建築士			８				８			８									８									
	３９	木造建築士			８																									
技術士法	４１	建設 ・ 総合技術監理（建設）＜注２＞	９				９			９					９	９									９						９
	４Ａ	建設 ・ 総合技術監理（建設）（附則第４条該当）	９				９			９					９	９									９						
	４２	建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」 ）	９				９			９			９		９	９									９						９
	４Ｂ	建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」 ）（附則第４条該当）	９				９			９			９		９	９									９						
	４３	農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ）	９				９																								
	４Ｃ	農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ）（附則第４条該当）	９				９																								
	４４	電気電子 ・ 総合技術監理 （電気電子）								９														９							
	４５	機械 ・ 総合技術監理 （機械）									９											９									
	４６	機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 （機械 「流体工学」又は「熱工学」）									９											９									
	４７	上下水道 ・ 総合技術監理 （上下水道）									９																	９			
	４８	上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 （上下水道 「上水道及び工業用水道」）									９															９		９			
	４９	水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」）	９				９									９															
	４Ｄ	水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」）（附則第４条該当）	９				９									９															
	５０	森林 「林業」 ・ 総合技術監理 （森林 「林業」）																						９							
	５１	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」）	９				９																	９							
	５Ａ	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」）（附則第４条該当）	９				９																	９							
	５２	衛生工学 ・ 総合技術監理 （衛生工学）									９																				
	５３	衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「水質管理」）									９																	９			
	５４	衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「廃棄物管理」）									９																	９		９	
※１	５５	第１種電気工事士																													
	５６	第２種電気工事士 【３年】																													
※２	５８	電気主任技術者 （第１種～第３種） 【５年】																													
※３	５９	電気通信主任技術者 【５年】																						８							
	３５	工事担任者＜注１１＞ 【３年】																						８							
※４	６５	給水装置工事主任技術者 【１年】																													
※５	６８	甲種 消防設備士																											８		
	６９	乙種 消防設備士																											８		
職業能力開発促進法	７１	建築大工			８																										
	６４	型枠施工			８		８																								
	６Ｂ	型枠施工（附則第４条該当）			８		８																								
	７２	左官				８																									
	５７	とび・とび工					８																								８
	５Ｂ	とび・とび工（附則第４条該当）					８																								

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	７３	コンクリート圧送施工					8																									
	７Ａ	コンクリート圧送施工（附則第４条該当）					8																									
	６６	ウェルポイント施工					8																									
	６Ｃ	ウェルポイント施工（附則第４条該当）					8																									
	７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																														
	７５	給排水衛生設備配管																														
	７６	配管＜注３＞・配管工																														
	７０	建築板金「ダクト板金作業」							8								8															
	７７	タイル張り・タイル張り工										8																				
	７８	築炉・築炉工・ れんが積み										8																				
	７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																				
	８０	石工・石材施工・石積み						8																								
	８１	鉄工＜注４＞・製罐（せいかん）																														
	８２	鉄筋組立て・鉄筋施工＜注５＞												8																		
	８３	工場板金															8															
	８４	板金・建築板金・板金工＜注６＞							8								8															
	８５	板金・板金工・打出し板金															8															
	８６	かわらぶき・スレート施工							8																							
	８７	ガラス施工																8														
	８８	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8													
	８９	建築塗装・建築塗装工																	8													
	９０	金属塗装・金属塗装工																	8													
	９１	噴霧塗装																	8													
	６７	路面標示施工																	8													
	９２	畳製作 ・ 畳工																			8											
	９３	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			8											
	９４	熱絶縁施工																					8									
	９５	建具製作・建具工・木工＜注７＞・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8					
	９６	造園																														
	９７	防水施工																		8												
	９８	さく井																								8						
	６１	地すべり防止工事 【１年】					8																			8						
	６Ａ	地すべり防止工事（附則第４条該当） 【１年】					8																			8						
	４０	基礎ぐい工事＜注８＞					8																									
	６２	建築設備士 【１年】																														
	６３	計装 【１年】																														
	６０	解体工事＜注９＞																														8
	３６	種目＜１０＞ 登録電気工事基幹技能者																						8								
		登録橋梁基幹技能者					8																									
		登録造園基幹技能者																														
		登録コンクリート圧送基幹技能者					8																									
		登録防水基幹技能者																		8												
		登録トンネル基幹技能者					8																									
		登録建設塗装基幹技能者																	8													
		登録左官基幹技能者				8																										
		登録機械土工基幹技能者					8																									
		登録海上起重基幹技能者														8																

コード	資格区分		建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
３６	種目〈１０〉	登録ＰＣ基幹技能者					８							８																	
		登録鉄筋基幹技能者												８																	
		登録圧接基幹技能者												８																	
		登録型枠基幹技能者			８																										
		登録配管基幹技能者																													
		登録鳶・土工基幹技能者					８																								
		登録切断穿孔基幹技能者					８																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																			８										
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									８				
		登録エクステリア基幹技能者					８	８				８																			
		登録建築板金基幹技能者							８								８														
		登録外壁仕上基幹技能者				８													８	８											
		登録ダクト基幹技能者																													
		登録保温保冷基幹技能者																					８								
		登録グラウト基幹技能者					８																								
		登録冷凍空調基幹技能者																													
		登録運動施設基幹技能者					８																								
		登録基礎工基幹技能者					８																								
		登録タイル張り基幹技能者										８																			
		登録標識・路面標示基幹技能者					８												８												
		登録消火設備基幹技能者																											８		
		登録建築大工基幹技能者			８																										
		登録硝子工事基幹技能者																８													
９９	その他（上記に該当するものを除く）				８	８	８	８	８			８		８		８	８	８	８	８	８	８	８	８		８	８	８	８	８	８

※１　電気工事士法、※２　電気事業法、※３　電気通信事業法、※４　水道法、※５　消防法
※６　職業能力開発促進法「技能検定」
　　等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要します。ただし、平成16年4月1日以前の合格者は、合格後実務経験1年以上で足ります。

灰色で着色されているコード（アルファベットが含まれているコード）は、「解体工事業」の新設に伴って時限的につくられたコードで、令和3年3月31日まで有効です。
平成28年6月1日時点で、「とび・土工・コンクリート工事業」の主任技術者になれる者が該当します。

資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。
資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

＜注１＞　建設業法「技術検定」：解体工事業に関して、平成27年度までの合格者については、合格後、「解体工事に関する実務経験1年以上」又は「登録解体工事講習の受講」が必要です。
＜注２＞　技術士：解体工事業に関して、当面の間、合格後、「解体工事に関する実務経験1年以上」又は「登録解体工事講習の受講」が必要です。
＜注３＞　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
＜注４＞　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
＜注５＞　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
＜注６＞　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。
　　板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
＜注７＞　木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
＜注８＞　基礎ぐい工事：一般社団法人日本基礎建設協会と一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が平成27年度に行った「基礎施工士試験」の合格者も含まれます。
＜注９＞　解体工事：平成17年度までに実施された「解体工事施工技士資格試験」及び平成27年度までの「解体工事施工技士試験」の合格者も含まれます。
＜注10＞　基幹技能者（登録基幹技能者）：講習修了証に「建設業法第２６条第１項の主任技術者の要件を満たす者であると認められる」という内容の文言が記載されているものに限ります。このとき、「実務経験を有する建設業の種類」として記載されている業種について、専任技術者になることができます。
＜注11＞　工事担任者：電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和３年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第１級アナログ通信及び第１級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、３年以上の実務経験を有する者。

解体工事業の技術者について

1　解体工事業の技術者（営業所技術者等、主任・監理技術者）について

「○○施工管理技士」と呼ばれる資格は、解体工事業に関して、以下のとおり３種類に大別することができます。

A　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（土木）、
１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（躯体）

平成２７年度以前の合格者　⇒　令和３年３月３１日までは無条件で技術者になることができましたが、それ以降では**実務経験１年以上もしくは登録解体工事講習の受講が必要となりました**

平成２８年度以降の合格者　⇒　その資格のみでＯＫ

B　２級建築施工管理技士（建築）

平成２７年度以前の合格者　⇒　実務経験１年以上もしくは登録解体工事講習の受講が必要

平成２８年度以降の合格者　⇒　その資格のみでＯＫ

C　１級・２級建設機械施工技士、２級土木施工管理技士（薬液注入）

平成２７年度以前の合格者　⇒　**令和３年３月３１日までは無条件で技術者になることができましたが、それ以降はいかなる場合も技術者になれません**

平成２８年度以降の合格者　⇒　いかなる場合も技術者になれません

2　営業所技術者等の変更について

営業所技術者等を変更する場合、**変更後の営業所技術者等についても上記の取扱いが適用されます**ので、変更前に充分ご確認ください。

管轄土木事務所一覧

主たる営業所の所在地	提　出　先
奈良市、天理市、 山辺郡（山添村）	〒６３０－８３０３ 奈良市南紀寺町２－２５１ 奈良土木事務所　庶務課庶務工事係 ０７４２－２３－８０１１
大和郡山市、生駒市、 生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）	〒６３９－１０４１ 大和郡山市満願寺町６０－１ 郡山土木事務所　庶務課庶務工事係 ０７４３－５１－０２０１
大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、 北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）	〒６３５－００６５ 大和高田市東中２－２－１ 高田土木事務所　庶務課庶務工事係 ０７４５－５２－６１４４
橿原市、桜井市、 磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、 高市郡（高取町、明日香村）	〒６３４－０００３ 橿原市常盤町６０５－５ 中和土木事務所　庶務課庶務工事係 ０７４４－４８－３０７０
宇陀市 宇陀郡（曽爾村、御杖村）、 吉野郡（東吉野村）	〒６３３－２２２１ 宇陀市菟田野松井４８６－１ 宇陀土木事務所　庶務課庶務工事係 ０７４５－８４－９５１０
吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、 下北山村、上北山村、川上村）	〒６３９－３１１１ 吉野郡吉野町上市２１５０－１ 吉野土木事務所　庶務課庶務工事係 ０７４６－３２－４０５１
五條市、 吉野郡（野迫川村、十津川村）	〒６３７－０００６ 五條市岡口１－３－１ 五條土木事務所　庶務課庶務工事係 ０７４７－２３－１１５１

建設業許可に係るお問い合わせ等

〒６３０－８５０１　　奈良市登大路町３０番地　奈良県庁分庁舎６階
奈良県建設産業課
（ＴＥＬ）０７４２－２７－５４２９（直通）
（ＦＡＸ）０７４２－２７－５３１３

○　建設業許可、経営事項審査に関する情報は下記の建設産業課ホームページでご覧になれます。

ＵＲＬ　www.pref.nara.jp/4143.htm

●建設業許可に関するよくある質問

手引き参考ページ

【建設業許可】

Q1　建設業を営もうとする者は、必ず建設業許可を受けなければならないのでしょうか？　P6

A1　いいえ、「軽微な建設工事」のみを請け負う場合、建設業許可を受ける必要はありません。

Q2　「軽微な建設工事」とは何でしょうか？　P6

A2　「軽微な建設工事」については、下記区分をご覧ください。

建築一式工事	工事1件の請負代金の額が、1,500 万円に満たない工事 **又は** 延べ面積が 150 ㎡に満たない木造住宅工事
上記以外の工事	工事1件の請負代金の額が、500 万円に満たない工事

Q3　知事許可を受けている場合、許可を受けた都道府県でしか工事を施工することができないのでしょうか？　P6

A3　いいえ、知事許可に工事現場についての制限はありません。

Q4　一次下請が二次下請と 5,000 万円（建築一式工事は、8,000 万円）以上（複数の下請契約を結ぶ場合はその合計額）と契約する場合にも特定建設業許可は必要ですか？　P7

A4　いいえ、特定建設業許可が必要なのは、5,000 万円（建築一式工事は、8,000 万円）以上（複数の下請契約を結ぶ場合はその合計額）を下請契約する「元請」業者のみです。

Q5　建設業許可は一度取得すると、ずっと有効なのでしょうか？　P7

A5　いいえ、建設業許可には有効期間があり、その期間は5年です。

Q6　建設業許可の更新申請はいつまでにしなければならないのでしょうか？　P7

A6　許可満了日の3か月前から 30 日前までの間にご提出ください。

Q7　更新申請を忘れてしまったのですが、どうなりますか？　P7

A7　更新申請を行わなかった場合、その許可は失効します。再度、許可を取得しようとする場合は「新規」申請が必要となります。

【建設業許可の要件】

Q8　「許可の欠格要件」とは何でしょうか？　P11

A8　これのいずれかひとつにでも該当する者は許可を受けられないという要件です。例えば、「破産者で復権を得ない者」や「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者」などがあります。　P23

Q9　個人事業主として許可を受けていたのですが、法人を設立しました。何か手続きは必要でしょうか？　P35

A9　個人事業主から法人への事業譲渡という形で建設業許可を承継することができる可能性がございます。詳しくはP35をご覧ください。
また、従来の方法による法人成も可能です。詳しくは当課にご相談ください。

Q10　父が個人事業主として許可を受けていたのですが、代替わりをすることになりました。何か手続きは必要でしょうか？　P35

A10　個人事業主から個人事業主への事業譲渡という形で建設業許可を承継することができます。詳しくはP35をご覧ください。
また、従来の方法による法人成も可能です。詳しくは当課にご相談ください。

Q11　定款及び商業登記の目的欄は、具体的な建設工事の種類を記載する必要はありますか？　P54
A11　いいえ、必ずしも具体的な建設工事の種類を記載する必要はありません。記載の目安については、P54をご覧ください。

【経営業務の管理責任者】
Q12　常勤役員等の経験とはどのような経験を指すのでしょうか？　P8
A12　詳しくはP8をご覧ください。

Q13　イ(3)について、具体的にはどういうことでしょうか？
A13　「建設業を営んでいる法人で、営業部長・工事部長・営業所副所長など、役員や営業所長等に次ぐ職制上の地位にあり、かつその地位に相当する権限を有している期間が6年以上ある」ということです。　P8

Q14　法人の常勤の役員の経験を用いて、経営業務の管理責任者になりたいのですが、証明する書類がありません。この場合、経営業務の管理責任者にはなれますか？　P13
A14　なれません。証明に際しては、記載事項を証明する書類が必要です。

Q15　個人事業主として建設業を行っていました。その期間は法人の社会保険に入っていました。この場合、当該期間を経営業務の管理責任者の経験に加えることはできますか？　P13
A15　原則としてできません。事業を主として行っていた(他者で常勤していない)場合のみ、経営業務の管理責任者の経験に含めることができます。

Q16　電気工事業を個人で営んでいましたが、必要な登録・届出を行っていませんでした。この期間は経営業務の管理責任者の経験に加えることはできますか？　P20
A16　できません。電気工事業・解体工事業・浄化槽工事業など登録・届出が必要な業において、その登録・届出を怠っていた場合、登録・届出のない期間を経験に含めることはできません。営業所技術者等になるための実務経験も同様です。

Q17　非常勤役員の経験は経営業務の管理責任者になるための経験に含まれますか？　P13
A17　含まれません。

Q18　監査役の経験は経営業務の管理責任者になるための経験に含まれますか？　P13
A18　含まれません。

Q19　法人の常勤の役員になっていましたが、登記を怠っていました。この期間の経験は認められますか？　P13
A19　認められません。

Q20　経営業務の管理責任者になるには5年以上の経験が必要とのことですが、これは連続5年でしょうか？　P13
A20　いいえ、通算で5年以上あれば、経営業務の管理責任者になることができます。

Q21　経営業務の管理責任者と営業所技術者等は兼ねることができますか？　P13
A21　できます。ただし、経営業務の管理責任者は主たる営業所(本店・本社)に常勤しなければならないため、営業所技術者等になれる営業所は主たる営業所に限られます。

Q22　役員を務めていた法人が解散しています。この経験を用いて常勤役員等(経営業務の管理責任者)になろうと思うのですが、この場合、証明者は誰になるでしょうか？　P13
A22　当時の役員が「元役員」として証明者になります。その際、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書の備考欄に「法人解散のため元役員が証明する」旨の文言を記載ください。

【営業所の営業所技術者等】

Q23　【一般建設業】営業所の営業所技術者とは何ですか？　P9

A23　その営業所に常勤して専ら技術的な業務を統括し、以下のいずれかの資格や経験を有する者のことです。　P19

① 許可を受けようとする建設業に係る指定学科を修めて高校、中等教育学校を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者

② 許可を受けようとする建設業に係る指定学科を修めて大学、高等専門学校を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者

③ 許可を受けようとする建設業について、10 年以上の実務経験を有する者

④ 許可を受けようとする建設業に関し、国家資格を有する者　など

Q24　【特定建設業】営業所の特定営業所技術者とは何ですか？　P9

A24　その営業所に常勤して専ら技術的な業務を統括し、以下のいずれかの資格や経験を有する者のことです。　P19 P20

① 許可を受けようとする建設業に関し、国家資格を有する者

② 許可を受けようとする建設業について、2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

③ 許可を受けようとする建設業について、国土交通大臣が上記①または②と同等と認定した者（大臣認定者）

Q25　「実務経験」とはどのようなものですか？　P19

A25　建設工事の施工に関する技術上のすべての経験をいいます。いわゆる「見習い」の期間も実務経験に含まれます。
なお、いわゆる「アルバイト」や「パート」の経験は含まれません。

Q26　実務経験が何年以上あれば、営業所技術者になることができるのでしょうか？　P19

A26　①10 年以上、②高校等の指定学科卒業後 5 年以上、③大学もしくは高専の指定学科卒業後 3 年以上、のいずれかを満たせば、営業所技術者になれます。

Q27　必要な年数分の実務経験があることをもって営業所技術者等になりたいのですが、証明する書類がありません。この場合、営業所技術者等にはなれますか？　P19

A27　なれません。証明に際しては、記載事項を証明する書類が必要です。

Q28　法人で働いていたのですが、同じく当該法人で働いている家族の被扶養者になっていました。この場合、当該期間は実務経験期間に算入できますか？　P19

A28　原則としてできません。

Q29　10 年間、土木工事業と舗装工事業に携わってきました。この場合、実務経験が 10 年以上あるので、土木工事業と舗装工事業の両方の営業所技術者等になることができますか？　P19

A29　できません。どちらか一方（ここでは土木工事業か舗装工事業のいずれか）のみの営業所技術者等になることができます。「建設業許可事務ガイドライン」において、「経験が重複しているものにあっては二重に計算しない」となっているためです。

Q30　「実務経験 10 年以上」というのは、連続 10 年以上でしょうか？　P19

A30　いいえ、通算で 10 年以上です。

Q31　在籍出向社員（出向元で社会保険等に加入）は営業所技術者等になれますか？　P19

A31　なれます。ただし、現場に配置する主任技術者・監理技術者、経営事項審査における技術職員にはなれませんので、ご注意ください。

Q32　転籍出向社員（出向先で社会保険等に加入）は営業所技術者等になれますか？　P19

A32　なれます。現場に配置する主任技術者・監理技術者にもなれます。

Q33　宅建業を行っています。専任の宅地建物取引士と営業所技術者等は兼ねることができますか？

A33

宅地建物取引士を所管する建築安全課(0742-27-7563)にお尋ねください。

Q34 P19

A34 常勤役員等(経営業務の管理責任者)と営業所技術者等は兼ねることができますか？
できます。ただし、常勤役員等(経営業務の管理責任者)は主たる営業所(本店・本社)に常勤しなければならないため、営業所技術者等になれる営業所は主たる営業所に限られます。

【財産的基礎】

Q35 【一般建設業】「財産的基礎」とは何ですか？ P10

A35 以下のいずれかに該当することです。
① 自己資本の額が 500 万円以上あること
② 500 万円以上の資金調達能力があること
③ 直前過去5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること

Q36 【特定建設業】「財産的基礎」とは何ですか？ P10

A36 以下のすべてに該当することです。
① 欠損の額が資本金の額の 20 パーセントを超えないこと
② 流動比率が 75 パーセント以上であること
③ 資本金の額が 2,000 万円以上であること
④ 自己資本の額が 4,000 万円以上であること

Q37 【一般建設業】かつて、5年以上許可を受けて営業を行っていました。この場合、「直前過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績のあること」に該当しますか？ P10

A37 いいえ、申請日から見て直前過去5年間に許可を有していない期間が1日でもあると、該当しません。また、更新申請忘れに伴う新規申請も該当しませんので、ご注意ください。

Q38 【特定建設業】このたび、建設業許可を取得しました。許可を継続していくには、すべての決算期で要件を満たしていなければならないのでしょうか？ P10

A38 いいえ、すべての決算期で要件を満たしていなくとも、特定建設業許可は継続します。ただし、更新を迎える日の直前の決算期で、要件を満たしていないことが判明した場合、特定建設業許可の更新ができないので、一般建設業許可の申請を行う必要があります。
また、減資により資本金が 2,000 万円未満となった場合は、その時点で特定建設業許可の要件を満たさなくなるので、何らかの手続きが必要です。

Q39 【特定建設業】直前の決算期で、「資本金」のみ要件を満たしていませんでした。決算日後に、増資を行い、資本金を 2,000 万円(以上)にしました。この場合、要件を満たしているといえるでしょうか？ P10 P20

A39 はい、満たしています。

Q40 【特定建設業】直前の決算期で、「自己資本」が 3,000 万円でした。決算日後に、1,000 万円の増資を行いました。この場合、「自己資本」の要件(4,000 万円以上)を満たしているといえるでしょうか？ P10 P22

A40 いいえ、満たしていません。「自己資本」については、「資本金」と異なり、直前の決算期で 4,000 万円以上である必要があります。

【営業所】

Q41 建設業許可における「営業所」とは何でしょうか？ P11

A41 「本店」、「支店」、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」のことです。 P23

Q42 「常時、建設工事の請負契約を締結できる事務所」とは何でしょうか？ P11

A42 見積、入札、契約などの実体的な業務を行える事務所のことであり、「事務所としての形態が整っていること」、「営業所として独立性を有すること」、「使用権利が明らかであること」などの要件が必要です。 P23

Q43 資材置場や臨時の連絡のための事務所は、「営業所」に含まれますか？ P11

A43　いいえ、含まれません。　P23

Q44　「事務所としての形態が整っていること」とはどういうことでしょうか？　P11
A44　机、電話、FAX、パソコン等が存在し、見積、入札、契約などを行うスペースがあるということです。　P23

Q45　「営業所として独立性を有すること」とはどういうことでしょうか？　P11
A45　その事業者が、他の事業者と明確に区分されている（所在地、電話番号等）ということです。発注者がどの建設業者と契約を結んだかが明確にわかることが必要です。　P23

【確認書類】

Q46　確定申告や契約書、合格証明書などの経営業務の管理責任者や営業所技術者等の要件の確認書類について、原本の提示は必要でしょうか？　P13 P22
A46　いいえ、写しで可です。ただし、「受付印が不鮮明」、「文字が読み取れない」などといった場合は、必要に応じて原本の提示を求めることがあります。　P47 P48

Q47　2級土木施工管理技士に合格したのですが、合格証明書がまだ届いていません。合格通知書は手元にあるので、これを合格証明書の代わりとすることはできますか？　P19～P21 P56～P63
A47　はい、できます。

Q48　金融機関の残高証明書について、預金通帳の写しで代えることはできますか？　P22
A48　いいえ、預金通帳の写しでは、証明となりません。必ず「残高証明書」をご用意ください。

【申請の種別】

Q49　「更新」申請をすると、許可番号は変わるのでしょうか？　P6
A49　変わる部分と変わらない部分があります。「奈良県知事許可（般－〇〇）第 XXXXXX 号」という許可番号のうち、「〇〇」の部分は許可年月日が属する年度に変わります。「XXXXXX」の部分は変わりません。　P31

Q50　土木工事業では特定建設業許可を、建築工事業では一般建設業許可を受けています。この度、建築工事業で特定建設業許可を取得しようと思います。この場合、申請区分は何になるでしょうか？　P32
A50　「業種追加」の区分になります。詳しくは、下の表をご覧ください。

		取得しようとする許可		
		一般のみ	特定のみ	一般・特定
現在、有している許可	一般のみ	業種追加	般特新規	業種追加 と 般特新規
	特定のみ	般特新規	業種追加	業種追加 と 般特新規
	一般・特定	業種追加	業種追加	業種追加

Q51　建設業許可の新規申請を考えているので、相談に行きたいと思っています。予約は必要ですか？　P29
A51　はい、予約をお願いします。電話番号は 0742-27-5429 です。

Q52　更新申請の書類を土木事務所に提出しようと思っているのですが、こちらも予約は必要ですか？　P31 P65
A52　いいえ、土木事務所に更新申請の書類を提出する場合は、予約不要です。

【その他】

Q53　許可通知書を紛失してしまったのですが、再発行はできますか？　P43

A53　いいえ、許可通知書の再発行はできません。代わりに、建設業許可証明書の申請をすることができます（1 通 500 円）。

Q54　代表取締役を変更しました。新しい許可通知書は発行されますか？　P43

A54　いいえ、代表取締役変更の届出をされても、新しい許可通知書は発行されません。代わりに、建設業許可証明書の申請をすることができます（1 通 500 円）。

Q55　建設業許可業者の申請書類の閲覧をしたいのですが、どうすればいいでしょうか？　P43

A55　奈良県庁本庁舎1階の「建設産業課分室」にお越しください。閲覧日時は、平日 9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～16 時 00 分です。閲覧できる書類は、現在有効な許可を有する奈良県知事許可の建設業者が提出した許可申請書、変更届出書等です。

奈良県建設産業課

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０　奈良県庁分庁舎６階
ＴＥＬ：　０７４２－２７－５４２９（直通）
ＦＡＸ：　０７４２－２７－５３１３

ホームページ：　www.pref.nara.jp/4143.htm

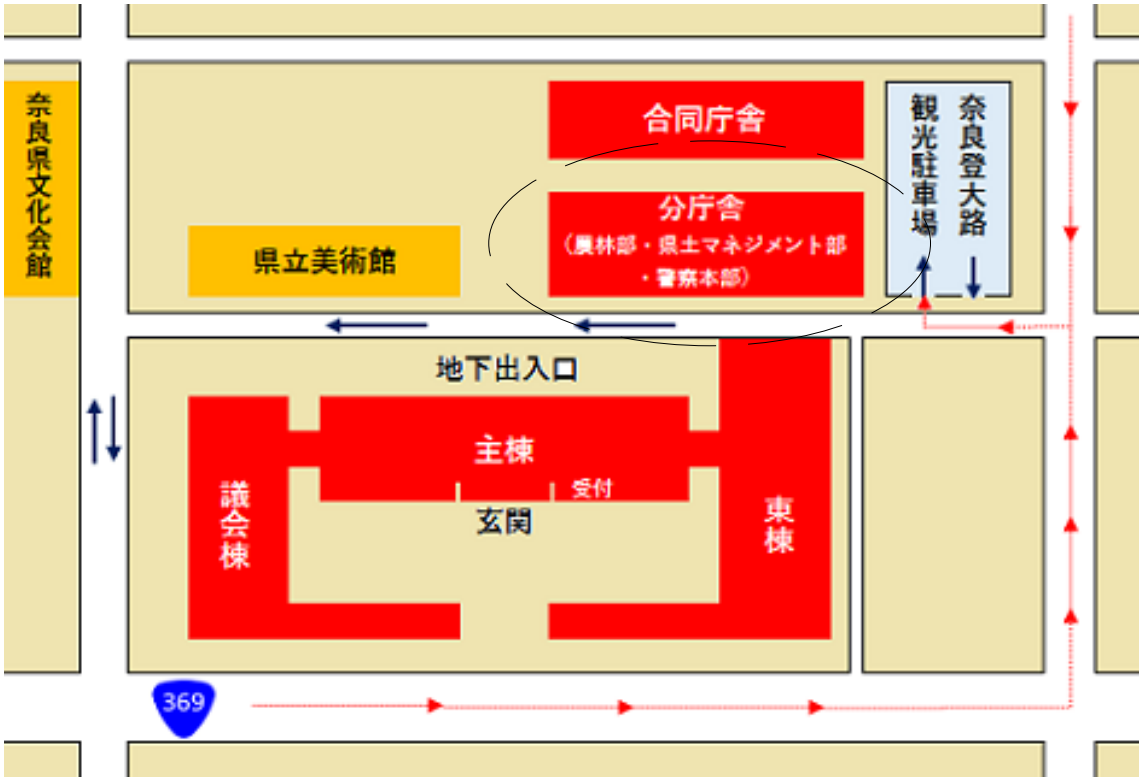

お知らせ

平成２７年４月１日、奈良県公契約条例が施行されました。公契約条例の施行に伴い、県と受注者は公契約に関して様々な責任を負います。

【条例制定の基本的な考え方とは】
公契約は、貴重な税金が使われ、様々な行政サービスを県民のみなさまに提供する役割がありますが、公契約に従事する方々の労働条件などの労働環境のことも考えて、適切かつ公正に行わなければなりません。

【公契約とは】
① 県が発注する建設工事の請負契約
② 県が業務を委託する契約
③ 県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定　の３点をいいます。

詳しくは、奈良県会計局総務課ホームページをご覧ください。

www.pref.nara.jp/36555.htm